

平成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 39 |

平成 27 年 12 月 10 日 (木曜日)

総務委員会会議録

平成27年12月10日 木曜日

午前10時00分開議

午後 3時17分開議（実時間235分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第113号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）
1. 議案第119号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第120号・八代市職員の退職管理に関する条例の制定について
1. 議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
1. 議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について
1. 議案第123号・八代市印鑑条例の一部改正について
1. 請願第5号・平和安全保障関連法を速やかに廃止し、立憲主義の原則を堅持する意見書の提出方について
1. 陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について
1. 陳情第5号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画について）
 - （コミュニティセンターについて）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 堀 口 晃 君
副委員長 堀 徹 男 君
委員 亀 田 英 雄 君
委員 鈴木田 幸 一 君
委員 中 村 和 美 君
委員 成 松 由 紀 夫 君
委員 西 濱 和 博 君
委員 前 川 祥 子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部

市民環境部次長 堀 泰 彦 君
理事兼市民課長 松 本 貞 喜 君
市民活動政策課長
（消費生活センター所長兼務） 久木田 昌 一 君
財務部長 岩 本 博 文 君
財務部次長 辻 本 士 誠 君
財政課長 佐 藤 圭 太 君
理事兼市民税課長 碓 塚 康 浩 君
理事兼資産税課長 浅 田 敏 男 君

総務部

人事課長 中 勇 二 君
広報広聴課長 豊 本 昌 二 君
企画振興部長 福 永 知 規 君
企画政策課長
（政策審議監担当兼務） 宮 川 武 晴 君
教育部長 宮 村 博 幸 君

○記録担当書記

小 川 孝 浩 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(堀口 晃君) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

ここで、本日の審査に入ります前に、松本市民環境部理事兼市民課長から、さきの11月16日に開催いたしました総務委員会において、発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、松本市民環境部理事兼市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君) 貴重な時間、まことに恐れ入ります。着座して説明させていただきます。

前回、11月16日に開催されました総務委員会審査案件での所管事務調査の第1項目、行財政の運営に関する諸問題の調査、小項目の第2点目、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)についての中で、私、市民課長の発言の中、一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。

前回、個人番号カードに係るスケジュールの説明の中で、――説明の中での発言において、今後、年が明けまして、3番の個人番号カードを申請をお願いするわけなんですけど、これは、28年6月と28年10月にコンビニ交付というのを始めますと、既に決定されたような発言をしましたが、正確には、28年6月は住民票の写しと印鑑証明と所得証明等のコンビニ交付を計画しており、戸籍謄抄本のコンビニ交付については、実施に向けて検討中と訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長(堀口 晃君) はい。以上のとおりです。

ただいま申し出のとおり、松本市民環境部理事兼市民課長の発言については、委員会記録を訂正させていただきます。

それでは改めまして、本日の委員会に付してあります案件は、さきに配付してあります付託表のとおりでございます。

◎議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(堀口 晃君) 最初に、予算議案の審議に入ります。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長(岩本博文君) 委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、岩本財務部長。

○財務部長(岩本博文君) はい。皆さんおはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部部長の岩本でございます。本日の総務委員会、どうぞよろしく願いいたします。

本日、本委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号の歳入並びに歳出の第1款・議会費及び第2款・総務費を辻本財務部次長が説明いたします。次に、議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について豊本広報広聴課長が説明し、その他、議案第113号の事件議案及び議案第199号から123号までの5件の条例議案につきましては関係各課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長(堀口 晃君) はい。

○財務部次長(辻本土誠君) 委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部次長の辻本でございます。よろしくお願ひいたします。座らせていただきまして説明をいたします。

それでは、別冊となっております議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ8億300万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ596億4240万円としております。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては、5ページ及び6ページの表で説明をいたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

まず、款6・商工費、項1・商工費の東陽交流センター「せせらぎ」施設整備事業で、1億6685万1000円の限度額設定を行っております。これは、さきの9月議会で予算化したものですが、10月30日の補助金交付の決定を待って着工することとなったこと、また、バイオマスボイラー及び太陽光パネル等の設備の納入に期間を要することが判明したため、繰り越しを行うものでございます。

次の、款7・土木費、項1・土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業で、266万6000円の限度額設定を行っております。これは、耐震診断の結果、倒壊の危険性があることが明らかになった民間の大規模建築物の所有者が、今年度中に補強設計に着手する経費の一部を補助するため、本補正予算に計上

しているもので、設計の工期が8カ月程度かかるため繰越明許費を設定するものでございます。

次の、款9・教育費、項2・小学校費と項3・中学校費、項5・幼稚園費の非構造部材耐震化事業は、平成28年度からの事業実施を予定してはりましたが、国庫補助金が前倒して本年度に交付されることとなったため、今回の補正予算に計上しておりますが、年度内の完了が見込めませんので繰り越しを行うものでございます。

それぞれの内容でございますが、項2・小学校費では、1億9842万4000円の限度額設定を行っております。これは、体育館のつり天井、照明器具、バスケットゴールなどの非構造部材の耐震改修を行うもので、対象となる小学校は、太田郷、松高、高田、泉第八の4校でございます。

また、項3・中学校費では、3億898万4000円の限度額設定を行っておりますが、体育館のほか、武道場のつり天井や照明器具などの改修を行うもので、対象となる中学校は、第一、第二、第三、第五、第七、千丁、鏡、東陽、泉の9校でございます。

次の、項5・幼稚園費では、3761万円の限度額設定を行っておりますが、内容としましては、園舎の外壁改修を行うもので、対象となる幼稚園は、代陽と太田郷の2園でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正は、今回2つの事業で債務負担行為の追加を行っております。

まず、一般農業制度資金（平成27年台風被害対策）に対する利子補給でございますが、大変申しわけございませんが、期間と限度額が誤っておりましたので、正誤表をお出ししております。正しくは、期間が平成28年度から平成33年度であり、限度額が貸付限度額1億66

39万6000円に対する利子補給と、訂正をお願いいたします。これは、本年8月の台風15号により被災した農林漁業者が、復旧のために借り受けた資金の利子に対して利子補給を行うもので、平成28年度から平成33年度まで、限度額を今回の貸付額1億6639万6000円に対する利子補給としております。

次の、八代市がらっば広場管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先をまちなか活性化協議会とし、期間を平成28年度から平成30年度までの3年間で、限度額を39万9000円といたしております。

次に、第4表、地方債補正は、今回の学校整備事業及び災害復旧事業の歳出補正に伴い、地方債の限度額について増額変更を行うものでございます。

詳細は、13ページ、14ページの歳入、款21・市債のところの説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で480万6000円を計上しておりますが、これは、本年4月の消防法改正により、これまでスプリンクラー等の設置義務がなかった小規模多機能型居宅介護事業所等についても設置対象となりましたことから、今回、看護小規模多機能型居宅介護施設1施設に対して、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し整備するものでございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金133万3000円を計上しております。これは先ほど繰越明許費で説明いたしましたが、耐震診断の結果を受けまして補強設計を行う事業者に対して、設計費用の一部

が補助されるものでございます。

次に、目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金で5131万2000円を計上しておりますが、これは、先ほど繰越明許費のところの説明いたしました、非構造部材の耐震化に係る経費の一部に対する補助でございます。内訳は、説明欄のとおり、4校の体育館分でございます。次に、節3・中学校費補助金で7469万4000円を計上しておりますが、同じく非構造部材耐震化に係る経費の一部に対する補助でございます。内訳は、説明欄のとおり、体育館や武道場の改修を行う9校でございます。11ページに移りまして、節4・幼稚園費補助金で1034万3000円を計上しております。内訳としましては、私立の幼稚園への就園を支援するための幼稚園就園奨励費補助金59万1000円は、当初見込みより園児数が増加したことなどによるものでございます。次の、代陽幼稚園及び太田郷幼稚園に対する非構造部材耐震改修事業補助金287万3000円と687万9000円は、園舎の外壁の耐震化に係る経費の一部に対する補助でございます。

次に、項3・委託金、目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金で、基礎年金等事務費交付金81万7000円を計上しておりますが、これは、来年7月から施行されます、国民年金保険料納付猶予制度の対象者拡大や保険料免除申請等の様式変更に対応するため、既存のシステムを改修する経費に対するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金の選挙人名簿システム改修費補助金155万5000円は、本年6月に公布された改正公職選挙法において、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことに伴い、選挙人名簿システム並びに期日前及び当日投票システムの

改修経費に対する補助金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で2億882万4000円を計上しております。その内訳でございますが、まず、経営体育成支援事業補助金1億2337万1000円は、本年8月の台風15号により被災した地域農業の中心経営体の経営改善を支援するため、13地区39経営体が農業用機械・施設等を導入する際の融資残に対して補助される1億1900万2000円と、その融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対しまして、融資の円滑化を図るために補助される436万9000円でございます。次の、機構集積協力金交付事業補助金815万2000円は、当初の想定より農地中間管理機構への農地貸し付けが進んだことによりまして、経営転換協力金など3種類の補助金に過不足が生じたことから、増額補正を行うものでございます。次の担い手経営発展支援事業補助金の40万円は、鏡町にありますアグリサポート北新地が、これまでの集落営農組織から集落営農法人となったことに伴い、その活動を支援するための補助でございます。次の台風被害対策農業資金関係補助金76万1000円は、本年8月の台風15号により被災した農林漁業者が、復旧のために借り入れた資金の金利負担軽減支援策として、融資額に対する利子補給を5年間行うものや、農業信用協会に支払う保証料に係る経費に対する補助でございます。次の環境保全型農業直接支払交付金207万3000円は、環境保全型農業に取り組む農家に対して面積に応じて交付されるもので、当初想定より面積が増加したことによるものでございます。次の台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金6691万6000円は、本年8月の台風15号で被災した園芸農家の経営再建に向けた取り組みを緊急的に支援するもので、病害虫蔓延防止等対策などで倒壊したハウスの復旧に係る経費に対する補助であり

ます。次のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金696万9000円は、八代地域農業協同組合が事業主体となり、ブロッコリーの温度調整施設を導入する経費に対する補助でございます。次の熊本県農業農村整備事業補助金18万2000円は、農業水利施設などで発生した突発的事故に対し、緊急工事を行った経費の一部を負担割合に応じて負担するもので、今回、八代平野土地改良区連合が管理する、遙拝頭首工ローラーゲート電動機整備に対して補助されるものでございます。次に、節2・林業費補助金の1628万3000円は、林業・木材産業等の地域産業再生のため、大型の高性能林業機械を導入する経費を補助する、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金でございます。今回、泉町と坂本町の業者が購入する機械に対して、経費の一部が補助されるものです。

次に、目5・土木費県補助金、節3・住宅費補助金で、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金66万6000円は、繰越明許費と国庫支出金でも説明いたしましたが、大規模建築物等の耐震診断を実施した事業者が、補強設計を行う経費に対する補助でございます。

次に、目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金は、本年8月の台風15号により被害を受けました、東町の農道3カ所の災害復旧工事費468万6000円に対する、農業施設災害復旧費補助金304万5000円でございます。

13ページに移りまして、款19、項1、目1、節1・繰越金で731万2000円を計上しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款20・諸収入、項3・貸付金元利収入、目3・農林水産業費貸付金元利収入、節2・農業費貸付金元利収入の山村活性化支援対策事業貸付金返還金1311万円は、国の山村活性化支援交付金を活用し、東陽、坂本、五家荘

の3地域の山村活性化協議会が事業主体となり、それぞれの地域資源を生かした事業に取り組むものですが、国から事業主体へ直接交付される交付金の交付時期が年度末となるため、事業実施に必要な資金について貸し付けを行い、交付金が交付された後、返還金として受け入れるものでございます。

次に、款21、項1・市債、目6・教育債、節1・小学校債は、先ほど繰越明許費及び国庫支出金で説明いたしました、非構造部材耐震改修に係る市債で、全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債を活用し、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%、1億4670万円を計上いたしております。続きまして、14ページをお願いいたします。節2・中学校債で2億3320万円を計上いたしております。これも先ほどの小学校債と同様でございます。次の節4・幼稚園債の2760万円も、小中学校と同様でございます。

次に、目7・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で140万円を計上しております。これは、先ほど県補助金で説明いたしました、東町農道3カ所の災害復旧工事の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%でございます。

以上、今回補正の歳入の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正につきまして説明いたします。

補正の主な要因としましては、人事異動、休職者及び育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定や、被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてでございますが、月例給、一時金とも2年連続となる引き上げ改定が勧告されているところでございます。しかしながら、国におい

ては、年内の臨時国会の召集が見送られていることから、一般職給与法案の改正がもたらしている状況となっており、本市におきましても、年内の改定を見送っている状況でございます。

それでは、15ページをお願いします。

まず、款1・議会費でございます。項1、目1・議会費で148万1000円を減額補正しておりますが、これは、議員報酬の10月分が10%減額となりましたことによる、議員32人分の135万1000円の減額、及び、一般職10人分の人件費で13万円を減額しております。

次に、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では、特別職2人分と一般職で5名増の165人分で5534万8000円の増額、目4・財産管理費では、一般職で1名増の4人分で536万1000円を増額しております。

次の、目5・企画費で2317万8000円を計上しております。これは、並行在来線経営分離対策事業において、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、鉄道基盤の設備維持に係る費用について補助を行う肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金2142万2000円と、台風15号被害の復旧に要する災害復旧事業補助金175万6000円であり、平成26年度分の肥薩おれんじ鉄道株式会社の決算承認を受け、その費用の負担割合について熊本・鹿児島両県の協議が調いましたことから、補正するものでございます。

目7・交通防犯対策費では、一般職4人分で9万1000円を増額しております。

次に、16ページをお願いします。

同項、目8・人権啓発費では、一般職で1名減の10人分で812万4000円を減額しております。

次に、項2・徴税費、目1・税務総務費では、一般職で6名減の67人分で5333万7

000円を減額しております。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職で2名減の26人分で1927万5000円を減額しております。

17ページに移りまして、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、279万円を補正しております。まず、人件費分の補正では、一般職6人分で32万円を減額しております。また、選挙管理委員会事務事業の311万円は、先ほど歳入のところで説明いたしました、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う、選挙人名簿システム並びに期日前及び当日投票システムの改修に係る委託料でございます。

次に、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、一般職で1名増の5人分で831万3000円を増額しております。

次の項6、目1・監査委員費では、特別職1人分、一般職5人分で97万9000円を減額しております。

以上、今回の補正の歳出の説明といたします。（「531万3000円って、831万」と呼ぶ者あり）

あ、申しわけありません。統計、——目1・統計調査総務費では、一般職で1名増の5人分で831万3000円を増額しております。失礼しました。

以上、今回の補正の歳出の説明といたします。

これで平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号の総務委員会付託分の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。その前にちょっと確認だけさせていただいていいですか。

今御説明があった6ページ、債務負担行為の補正の部分において、訂正があった部分がありましたよね。2つあった部分の、28年度か

ら平成31年度って書いてある分が33年度というふうに訂正する部分が1つと、あと、5億円の分が1億6639万6000円という。で、その下のですね、がらっぱ広場の管理のところ、28——平成28年度から平成30年度と書いてあるんですが、辻本次長が、今ちょっと説明の中で私、31年度って聞こえたもんだけんが、その確認だけをさせていただきたいと。

（「30」と呼ぶ者あり）うん。載ってない、正誤表には。

○財務部次長（辻本士誠君） 申しわけございません。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本次長。

○財務部次長（辻本士誠君） はい。（「辻本じゃなか」と呼ぶ者あり）申しわけありません、30年度でございます。

○委員長（堀口 晃君） あ、間違い。30年度でいいですね。

○財務部次長（辻本士誠君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりました。

○財務部次長（辻本士誠君） はい、済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君） はい。10ページ、節2・小学校債のところでございます。

○委員長（堀口 晃君） 小学校債。10ページ。

○財務部次長（辻本士誠君） あ、小学校費でした。申しわけありません。小学校費補助金でございますが、こちらのところで説明のときに、513万というところでの説明を読み上げてしまいました。正しくは5131万2000円でございます。申しわけありません。

○委員長（堀口 晃君） はい。はい、ありがとうございました。

それでは、以上の部分について質疑を行いま

す。質疑。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。5ページの土木費の中の、緊急、——要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の中で、民間の大規模設備というような説明があったわけですが、これは、設計か何かがおくれとるちゅうことですか、市に協力が無いということですか、繰越明許は。266万6000円。時期的なおくれか何かですか。

○財務部次長（辻本土誠君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） はい。耐震改修診断を行いまして、次にその耐震改修の設計をいたします。その期間が年度内に完了しないというところで、繰り越しをさせていただくということでございます。（委員中村和美君「協力的であるというのは」と呼ぶ）ええ、はい、そうでございます。

○委員（中村和美君） はい。委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。あと、11ページの幼稚園就園奨励費補助金。これ、59万1000円ふえとるわけですが、これ、何名ふえたのでしょうか。

○財務部次長（辻本土誠君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） 当初から、——当初232名の予定が、247名の15名増加が、9月までですね、しております、10月以降の予想としまして30名増ということで、トータル45名増ということでございます。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） これは、大体もう園

児、出生からずっと調べたら、就園ちゅうのはわかるはずで、45名もふえるというのはどういう関係でしょうか。

委員長いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 1人2人の誤差ならばわかるけど、この45名、まあいいことじゃあるわけですが、まあわからなければ後でも。

○財務部次長（辻本土誠君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） はい。後ほど、調べましてお答えいたします。

○委員（中村和美君） それとあとちょっといいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。あとちょっとは、これ、うち、議員さんおいでなんですけど、林業費補助金。これに2者に補助1628万3000円やっておるわけですが、非常にいいことで、これ、推進非常にせぬばんといかぬわけですが、亀田議員、亀田議員の事務所に1つやるわけだけど、亀田議員は、全然関係なかつたですか、産業とは、亀田産業とは。ちゅうか、この予算をやるころとは。

○委員長（堀口 晃君） 今の質問については、委員間同士というような話になりますのですね。

○委員（中村和美君） ああ、なら、ほんならわかりました。

○委員長（堀口 晃君） 今ここの部分の中においては、ちょっと整理をさせていただきたいと思えます。

○委員（中村和美君） はい、はい。それじゃあ、はい。じゃあちょっと待ってください。それじゃあ、はい。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（中村和美君） これもう担当は、来てないですね、農林水産部だけなんです。これも後で言ってください。そういう関係。

やっぱ政治倫理とか地方自治法とか、私もですね、警備会社持っておりますので、私は入札には加わりません。ですから、市からは仕事を一切もらわないようにしております。私が代表取締役をやっていることですから。

で、これは、亀田議員が悪かわけじゃなくて、やっぱですね、それがやっぱりぴしゃっとせぬことには、やっぱり予算、そして政治倫理、そして地方自治法、こういうの、大事なものがありますので、ひとつ、農林水産課、部か、に、調査の報告書を私に上げるようお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） 総務委員会で今、一部分の中においては、ちょっと所管が違うような気がいたしますので、また個別にその辺のところは調査をしていただければというふう思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（中村和美君） まあ、しかしここ、総務委員会でこれは、予算としてああしておられる。（委員長堀口晃君「あの……」と呼ぶ）だから、だから、ちょっと委員長ね、だから、詳しいことを、報告を私にしてくださいということです。はい。

○委員長（堀口 晃君） はい。ということでお願いします。

○委員（中村和美君） はい。以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。人件費の関係でお伺ひしたいと思います。

冒頭、今回の補正に当たっては、例年この時期に、御案内の人事院勧告に基づく地方公務員給与の改定というのが、御提案なさるところで

すが、御説明にありました内容、私も十分承知いたしました。

その上においてなんですけれども、今後、今回の、——国の国会の開催のこともあつてのことかと思うんですが、本市においては、この給与改定の取り扱い、今後どのように進めていかれるのかというのと、職員に対してはですね、どのような方法で御対応、御説明なさっていらっしゃるのか、その辺の状況をですね、お聞かせいただきたいと思います。総務部になられると思いますけど、よろしくお願ひします。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課の中でございます。

まず、今回の給与改定についてでございますけれども、人事院勧告が出ましてから、その後、県の人事委員会勧告など、状況について把握をして対応を考えておったところでは。

当然、例年人事院勧告については、12月の補正ということで対応して、職員組合等との協議もやって実施をしておったところですけども、今回につきましては、まずは、国について、国において、その人事院勧告の対応の閣議決定、ようやく12月の4日になされたところでございます。で、12月議会に提出するには、国の閣議決定、その後法改正、そういったものを受けて行うのがこれまでの流れと。実際今回の、今年度の人事院勧告——人勧の対応については、国のほうからも、国の法改正、そういったものを待って対応するよというということで、これは全国的に通知がなされております。

で、県内の状況では、熊本市は個別の人事委員会を持っておりまして、実際12月で対応するというので進めてらっしゃいますけども、県、それから熊本市以外の他の市については、12月議会には提案をしないというところの状況です。

今後ですね、先ほど、一時金についても給料表についても2年連続の引き上げという御報告を申しあげましたけども、現実的には国のほうは、総合的見直しということで本年4月に一旦給料表を引き下げておりますので、実質の分については、給料表については少し事情が違うところがございます。単に引き上げだけじゃあございませんので、そこらあたりのところを組合と協議した上で実施をしたいということで、次回の3月議会に提案をさせていただきたいと考えて、今、内部でのその案を検討してるところです。今後、職員組合さんのほうと、その件について協議をいたしまして、案を固めて3月議会に提案をしたいというふうに考えております。

で、今回、12月に例年行ってたものを今回実施しないことについては、組合さんとはこれまでもお話をしておまして、なかなか実施が難しそうであること、で、それについてはもう、執行部としては12月は執行できないようになったということを組合とは協議をいたしております。

職員についてはですね、これまで、実施をしますと、こういうふうに支給をしますという時点で、議決を受けた後でお知らせをしようとしたわけですけども、今回は、この分については提案をまだいたしませんので、しますということではまだ流せませんので、ただ、実際の協議を済ませませんと、いつしますと確定はまだできないところでもありますので、周知については、今後どのようにしていくかは検討したいと思っております。

以上です。

○委員長(堀口 晃君) はい。よろしいですか。

○委員(西濱和博君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、西濱委員。

○委員(西濱和博君) はい。ただいま、非常にわかりやすくですね、御丁寧に御説明いた

きましてありがとうございました。

まず、先ほど御説明の中にありました、閣議決定して改正案がまとまって、次の国会に出すという中であって、全国の各地方自治体には、改定の取り扱いについて通知がなされたというお話がありました。具体には、国庫の決定を待ってから対応されたしという趣旨のことだったかと思うんですが、恐らくそれは、いわゆる国からの技術的助言に当たるような通知かなというふうに思いますので、恐らく法的拘束力はない形かと思いますが、現に、実際には、今、中課長がおっしゃったような手続を踏まえていくのが、一つのあり方かなというふうに私も理解したところでございます。

で、1点は、あくまでも地方公務員法によるところでは、国の改定も一つ考慮するべきところだけれども、地方自治体が議会で条例で改正するというような取り扱いは、広くどこの自治体も認識してるところかというふうに思いますので、国の改定がなされた後には速やかに今御案内の手続が進みますよう、よろしく願い申し上げて意見、要望としておきます。よろしくお願い致します。

○委員長(堀口 晃君) はい。ほか、ございませんか。

○委員(亀田英雄君) 1ついいですかね。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 財源として、この事業で、国庫支出金とかですね、利用されて行われておるとは見受けれるんですが、41ページですね。41ページを見て、ここの見方。見方のあれなんですけど、当該年度末現在見込額というのが、過去2年に比べて一番多いように見受けられます。違うとれば指摘してください。その要因となったもの、原因になったものについて、この見方も含めてですね、ことしが一番起債が多いのかなというふうに感じましたが、その理解が正しいのか正しくないのかも含めてよ

ろしくお願いします。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 財政課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

巻末の地方債の現在高の見込みに関する調書の、まず見方というところでございますけども、左から4項目めに当該年度中の増減見込みということで、合計欄が80億8390万円でございますが、これが今年度中に起債をする見込み額ということで、それから、その右側の元金償還見込み額ということで、59億4915万9000円、これを差し引きました現在高見込み額ということで、630億8412万1000円というのが、今年度終わりのですね、起債残高ということになります。

で、例年、——亀田議員御指摘のとおり、この金額につきましては、ことしがですね、経済対策とかの影響を受けまして、見込み額は一番ふえるような見込みでおりますけども、3月ですね、ある程度決算見込みが出まして、借りる起債、借りない起債を調整しまして、できるだけ起債残高をふやさないような試みはしているつもりでおります。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 財政計画。財政計画との整合はどうか。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 今手元に持ってますけれども、平成27年度の市債残高、これは631億3400万。で、これからまたどんどんどんどん、28年、29年度というふうに市債残高は上っていきます。29年度では664

億。ピークが大体、そうですね、664億、それから大体下がり始めるような形で、ここ二、三年は、財政計画上も市債残高はふえるというところで、はい、お見込みどおりというようなところでございまして、計画どおりふえていると言ったらちょっと変なんですけども、（笑声）一応あらかじめ想定していたような動きをしているというようなところでございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ちょっと想定外の質問だったもんですけん。堀口議員の質問で、去年、27年度と、何だったか、何か計画と違ってたでしょうが。そっじゃ済まぬでしょというような話で終わったようなありますが、残高は計画どおりっていうとの話の、何か合わぬごた気のすつとですよ。それについてちょっと、何ですか、ちょっとごめん、話の見えにくか分のあるばってん。

予算はしっかりオーバーしとつとですよ。あの7%の対応でいって言いながら、3%だったでしょう。って言いながら、起債残高は。まあその起債は起債ですたいて話になつとでしょうばってんが。財政運営は順調ちゅう話ですか。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。議会答弁の中での、3%削減が結局2.2%高になってしまったというようなところでの、整合性というところなんですけども、一応、一般財源そのものはですね、いろんな、地方消費税交付金やら、あと、経済対策の以前からの積み増しやら、そういう部分で、財源カットそのものはできなかったんですけども、一般財源のその量、枠自体が、相対的にふえております。

で、事業量もその分膨らんできているという

肥薩おれんじ鉄道沿線利用促進等会議という、また新たな、鹿児島県と熊本県の両県での、そういう利用促進というものも始まっておりますので、こういったところも含めまして、沿線での活動と盛り上がりというようなのは、利用促進に向けては図ってまいろうと思っております。

今回、補正予算でお願いしている分につきましては、あくまでも施設整備の、維持管理といったところに必要な経費の部分について支援をするという考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 予想どおりの答えなんですけど、そのような負担金をする限りはですわい、そこら辺も勘案してほしいかなという話ですわいね。言われたけん、がしこ出すちゅう話じゃなくて、ちょうど私がたまたま見た時間が八代は過ぎとった時間だったかもしれぬんですけど、八代んとは何か薄かような気のしたんですよ。で、その辺もちょっと調査していただいて、物を申し込みたいと。そうじゃなかったらですね。まあ、意見でございました。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

はい。ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。また人件費の関係なんですけれども、人件費補正で、いただいている資料の35ページですが、ここに、職員手当ということで、内訳として時間外勤務手当が6500万ですか、「650万」と呼ぶ者あり）失礼しました。650万増額補正してございますが、今回の議会でこの金額を補正されるに至った重立った理由、御説明いただければと思います。お願いいたします。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課、中でございます。

650万の内訳ですけども、まずは、税務総務費で100万円増額しております。こちらは、年度初めの業務にシステム更新などのこともありまして、本時間外を要したということで増額をしております。

それから、戸籍住民基本台帳費では、市民課の業務分ということで100万円の補正をいたしております。こちらにつきましては、現在マイナンバーあたりでですね、かなり業務が想定以上になっているということで補正をいたしております。

それから、塵芥処理費では160万円ですけども、こちらは、台風災害のときに、災害ごみ、こちらの場所を運営するために、かなり応援職員を配置いたしましたので、その分の増額ということなんです。

それから、商工総務費では150万円の増額をいたしておりますけども、こちらは、クルーズ客船等の来航がことしは当初想定以上にございましたので、その分についての応援職員の分ということになります。

それから、教育委員会の事務局費ですけども、こちらで140万円の増額補正をいたしております。こちらにつきましても、年度初めの業務についてかなりの時間を要したということで、今後の見込みを考えまして140万円の増額というふうにいたしております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。幾つか代表的なですね、事例を御紹介いただいたところですが、当初予算編成のときにはなかなか見込めなかったことだとか、年度内にいろいろな状況の

変化に応じて職員さんが、常勤の時間帯以外に御対応すべき金額が積み上げられているというような理解をしたところでは。

ちょっと気になったことがありまして、今回ちょっと質問させていただくんですけども、今、社会的に、ブラック企業だとか、働き潰しといいますか、実際の法律にのっとった所定の賃金あたりを払わずに、違法な就労を強いているというのが社会的問題になっておりまして、また、企業だけでなく、国立大学だとか、あるいは公立病院、そういったところにおいても未払い、不払い、サービス残業があるというのが、ここ数年取り沙汰されてるような状況がございます。

で、昨年国においても、長時間労働をしっかりと対策していこうということで、厚生労働省中心にですね、みずからの職員に対する縮減対策や、人勸においても長時間労働の縮減ということで、これまで総務省が言ってきたのをあえて人勸の中でも取り上げているということで、公務の職場においても、時間外勤務縮減とワーク・ライフ・バランスの関係もあってですね、しっかりと取り組み進めていこうというところがあるかと思うんですが、本市においては、今申し上げました他の事例であるような、実際の勤務に対して、それに相応した支払いというのは適正に取り扱われていらっしゃるか、そこら辺のところにつきまして、時間外勤務の縮減に対する対策の状況と、適正な当たり前の賃金支払いのあり方ということについて、どういう御認識かお尋ねしたいと思います。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） まず、適正な管理がなされてその支給がなされているかという点についてですけども、現在、私どものほうでは、適正管理に関する行動指針というのを定めておりまして、こちらを各所属に周知をいたしまし

て、こういう取り扱いをするようにということで示しております。その中身については、要するに職場の職員のそういった時間外勤務の状況をしっかりと把握して、きちんとした時間外勤務命令を出して手当を支給するようにということで、まず状況の把握が一番大事ということで示しております。

具体的には、現在市の庁舎の守衛室前に、退庁記録をする、入力するパソコンを置いておりますので、そちらのほうで時間が把握できますので、その記録を所属のほうに配付をいたしまして、時間外勤務命令とちゃんと整合がとれるかどうか確認をするようにということで、月1回、適正な管理についてということで文書を流しております。

で、私どものほうでも、ピックアップして中身を確認して、勤務命令と——時間外勤務命令と実際の退庁記録がかなりそごをするという場合には、事情を聞いて、そこあたりの部分について指導をするようにいたしております。

それと、縮減についての取り組みと、その認識についてですけども、今こちらは、議員さんもおっしゃったように、いろんな面からですね、縮減ということが言われております。私どもが持っている中でも、次世代育成のための行動指針あたりの中でも、長時間勤務が続いている場合には、子育て等なかなか参加することができないと、そういう側面からのアプローチもありますし、職員のメンタルヘルスとか、メンタルだけじゃなく体の健康の面からについても、長時間勤務が及ぼす影響ということで、対策が必要というふうにされております。

そういったものを踏まえてですね、今後はさらに、女性職員の活躍のためにも、そういった長時間勤務の慣行を直さないといけないという側面からのアプローチがありますので、そういったところを含めてですね、やっぱり縮減ですね。

これまではなかなか、縮減ということが、実はなかなか言い出しにくい状態というか、実際に、お話がありましたような不払い残業等が発生してはいけませんので、まずは適正に管理して、執行することができるようになること、その後、縮減、実際に減らしていく、縮減の取り組みということ呼びかけていこうというふうに考えております。

こちらについては、もう以前からですね、言われることではありますけども、現在さまざまな側面からの要請がありますので、それに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 1000人の職員、それから約400人超える非常勤職員が働いていらっしゃる、市内でも大きな職場でございますので、全職員を管理指導するなかなか難しい側面もあるかと思いますが、今まさしく、課長がおっしゃったように職員の健康管理だと家庭生活との調和とか、あるいは子育ても関連してきますでしょうし、職員の働きがいのある、やはり健康管理をちゃんと意識した中でのですね、縮減対策、なお一層取り組みを充実させていただきたいというふうに思います。

最後に1つなんですけど、何で今回あえてそれを言ったかということ、もう皆さん御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ある自治体、人口規模的にいうと八代の半分ぐらいの自治体ですが、未払い残業があったという実態が確認できたということで、24年度以降3億9000万円の未払い分を支払うという補正予算が今回の議会で、その市ですけども、上程されております。

やはり公僕でありますので、公務員もですね、やはり幾ばくかの受忍ということは、市民

のために精励されていらっしゃる職員、八代市も多いかというふうに思うんですが、やはり余りにも法と実態と不適合な場合においてはこういう事態を招いてしまうということで、これは、とりもなおさず市民が、行政に対する信頼も失墜することにもなりかねないという部分もあるかと思っておりますので、当たり前のことが当たり前に取り扱われるよう、今の本庁だけの管理でなくてですね、庁外ですね、そこの実態あたりもさかのぼって御検証いただき、そういうことがないかどうかの確認と、あれば適正な措置をですね、3月議会までに対応いただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、しばらく小会いたします。

（午前11時01分 小会）

（午前11時02分 本会）

◎議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

次に、議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○広報広聴課長（豊本昌二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）広報広聴課、豊本でございます。着座にての説明お許しください。失礼します。

それでは、議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号につきまして御説明をいたします。

資料のほうはこちらのほう、ケーブルテレビの予算書のほうございますので、よろしく願いをいたします。

まずこちら、予算書の1ページをお願いをいたします。

1ページをお開きいただきまして、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2727万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9790万8000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの2ページのほうをごらんいただければと思います。第1表、歳入歳出予算補正に記載してございます。その内容について、御説明をいたしたいと思います。

済みません、5ページのほうに、申しわけございません、5ページのほうに事項別明細書がございまして、そちらをごらんいただければと思います。

歳入でございますが、上の表になります。今回の補正は、災害復旧費の補正をするためのものでございまして、その財源として、歳入の使

用料及び手数料に7万円を増額し、市債を2720万円として、合計の2727万円を歳入に増額しております。

歳出につきましては、下の表になりますが、今回の災害復旧費の補正を、歳入と同額の2727万円を増額補正いたしております。

その内訳、明細になるんですけども、別添の申しわけございません、もし今お持ちでございましたらこちらの、12月補正予算の概要ということで、こちらのほうをお持ちであればこちらのほうの11ページのほうに、詳しくお示しをいたしておるところでございます。

こちらの11ページでございまして、こちらにございます、下のほうになりますが、ケーブルテレビ施設の災害復旧事業ということでですね、本年8月25日に台風15号により被災したケーブルテレビ施設の災害復旧に要する経費が確定いたしましたので、その経費を補正するもので、坂本地区、樹木の伐採で23カ所、弛度調整で53本、東陽地区が、樹木伐採16カ所、弛度調整が29本、泉地区で、樹木伐採13カ所、弛度調整で21本などを、今仮復旧の状態ですので本復旧するということでございます。

次にですね、申しわけございません、先ほどの——先ほどの、申しわけございません、もう1回こちらの補正予算のですね、1号のほう見ていただきまして、こちらの7ページ、申しわけございません、7ページのほうをごらんいただきまして、この後のですね、113号で、指定管理者の指定ということで、お願い——また議決のほうお願いするんですけども、こちらのほうでの、出てまいりますこの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書というところを、——のところですが、こちらでは、今回の指定管理に伴いまして、債務負担行為ということもあわせて上げさせて

いただいております。

詳しくは、先ほどもお聞きいただきました、この予算の概要のほうの11ページのほうにも載せておりますが、指定管理の対象施設が八代市有線テレビジョン放送施設等ということで、指定期間を28年4月1日から平成31年3月31日まで、28年度から30年度までの3年間ということでしたしております。委託先はテレビやつしろ株式会社、委託金額も、先ほど示しました11ページのほうに各年度ごとの委託金額を書いておまして、合計の金額が780万8000円、3年間で780万8000円となっております。

これは、先ほど申し上げましたが、指定管理者の指定の議決をいただくのとあわせて、債務負担行為の設定を行っているものでございます。

以上が、平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号の説明でございます。どうぞ御審議方よろしく願いをいたします。

○委員長(堀口 晃君) はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。ないようでございます。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第111号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号・指定管理者の指定について(八代市有線テレビジョン放送施設等)

○委員長(堀口 晃君) それでは、次に事件議案の審査に入ります。

議案第113号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○広報広聴課長(豊本昌二君) はい、委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長(豊本昌二君) 引き続き、広報広聴課、豊本でございます。続けて着座にて説明いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、この件につきましては、関係資料ということで、本日ちょっと配らせて、——もう先に配らせていただいておりますが、指定管理者候補者の選定結果というものを2枚、A4で2枚になっておりますけれども、こちらのほうもお配りいたしております。

まず議案のほうになりますが、こちら議案、12月議会の議案になりますが、議案第113号・指定管理者の指定についてということで、議案の、議案のほうの、議案書のほうの1ページのほうから御説明をいたしたいと思っております。

この施設につきましては、新規で指定管理者制度を導入するものでございます。公の施設の名称は、八代市有線テレビジョン放送施設等、2番目に、指定管理者となる団体の名称、テレビやつしろ株式会社。指定管理者となる団体の所在、夕葉町3番地7。指定期間——指定期間、4番目、指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間といたしております。

先ほど、——先ほどちゅうか、済みません、事前にお配りした、御案内いたしました、指定管理者候補者の選定結果のほうも、済みません、

ごらんいただければ助かります。重複する部分はですね、省略させていただければと思っております。

まず、こちらのほうで、指定管理者候補者を、選定委員会を開きまして選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるということで、こちらのほうを御提案させていただいております。

まず1、施設の概要ということで、名称のほう挙げさせており、(1)で名称、それから(2)で所在地のほうを挙げさせていただいております。それから、(3)で施設の役割、沿革等をあらわしております。それから、(4)で施設の加入者数ということで、平成24年度から平成26年度までの加入状況をお示しいたしておるところでございます。

今の資料の大きい2番の指定期間は、先ほど御案内したとおりの3年間でございます。

それから、3番目の提案価格でございます。各年度の提案価格といたしましては、平成28年度257万4000円、29年度255万2000円、30年度が268万2000円、合計の780万8000円となっております。

次のページというか、裏面になるかと思いますが、4番目、指定管理者候補者の概要ということでしております。(1)名称、繰り返しになりますがテレビやつしろ株式会社ということと、それから、(3)で目的ということで、この会社自体の設立の目的は、もう1番目にありますケーブルテレビ事業というのを主にされている会社でございます。

それから大きい5番、指定の経緯ということで、こちらのほうは公募を行っておりますので、(1)から募集の開始をしまして、(3)選定委員会を10月29日に開いておるところでございます。こちらの(5)応募状況でございますが、説明会に参加された会社のほうは3者—

—3団体であります。3者ございました。応募件数が2者—2団体ということでございました。

今後の日程ですけれども、こちら、6のほうでお示ししておりますとおりでございます。議決いただきました際は、指定の通知、それから、告示が必要になりますので指定の告示をいたしまして、あとまた、28年の3月の際に予算の提案、債務負担も含めた中ででの議決をお願いをいたしたいと思っております。で、28年4月からの指定管理開始という形になります。

大きい7番です。指定管理者候補者の選定委員会の委員ということで、お示しをいたしております。内部委員が(1)から(4)までの4名、それから外部が、(5)から(9)までの5名ということで、こちらの中では、地域の方の代表を各1名ずつお願いをしておるところでございます。

それから、済いません、今の、今の資料ですね、もう1個、少し小さい字になって申しわけないんですが、選定の集計表ということで皆様にお示ししております。こちらの合計を見ていただきますと、わかりますが、総得点の合計のところ、今回のこの選定委員会で100点満点ということでしてございまして、こちら、テレビやつしろ株式会社が80.9ということ、それから、もう1者のほうが61.1ということで、100分の60以上というのが条件になっておりますので、その点数をクリアしております。

以上が、議案第113号・指定管理者の指定についての説明でございます。御審議方どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長(堀口 晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員(亀田英雄君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) はい。ちょっとです

ね、ケーブルテレビを指定管理されることについてちょっと不安があるとですが、テレビやつしろ株式会社という、この夕葉町っていうのは、これ、ひこいちテレビと違うとですかね。ということと、——なら、まずそこば教えてください。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。はい、正式名称はテレビやつしろ株式会社ということで、愛称のほうでひこいちテレビということでしておられます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 中山建設さんがされてる会社かな。はい、わかりました。

そしてですね、2者応募があつとるということで、大分差も開いとつですよね。A者はどこかは言われぬとですたいね。まあ市外か市外かじゃないかという話ぐらいは教えていただきたいのと、どのような点で差が開いたのかを教えてください。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。はい、A者につきましては、市内の会社でございます。はい。（委員亀田英雄君「市内の会社ですか」と呼ぶ）市内です、はい。市内の、八代市内の会社でございます。

それから、今おっしゃいました差が、なぜ差がついたのかというところでございますが、テレビやつしろ株式会社のほうはもう、ケーブルテレビ事業というのを主にされてる会社でございました。A者につきましては、ハード部門——送路とかですね、そういった、電柱とかそう

いったのを得意とされてる分野で、どうしても、企画書からしてもですね、どうしても差が出たというところでございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。わかりました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。この、もう坂本も東陽も泉も、こんテレビしかなかつた。これがなくなればもう、前はいろいろ有線とかしよつたですばつてん、こん257万っていうとは、内容はどのくらい。内容について、257万で運営のでくつただろうかと思いがら思うとつとですか。この内容、ほとんどこれ、——257万の積算の中身っていうとお教えいただけますか。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。はい、その積算のですね、概要ということでお尋ねと思しますので、28年度のですね、運営の例でということで、お答えいたしたいと思ひます。

収入のですね、合計——収入というのは、要はケーブルテレビを利用されると、その利用料金ということで入つてまいります。その利用料金の見込みが1億500万あります。はい。そして……、（委員亀田英雄君「差つちゅう話ですたいね」と呼ぶ）はい、はい。で、内訳、その中で、——あ、収入全部を、済いません、1億500万で見込む中での、済いません、申しわけございません、収入全体を1億500万で見込んでおります。そしてその内訳で、市からの委託料が257万、利用料金がですね、1億200万。1億200万を見込んでおります、はい。で、あと、ショップチャンネルとかですね、そういうちょっと、そういうのでまた、そういう会社から手数料が入りますので、そ

の辺も含める中で、全体としての事業ということを考えておられます。

そして、支出のほうになりますけども、同じ1億500万の中です、見込まれてるのが、人件費で3300万ほど、それから事務費で240万、事業費で2600万、管理費で2300万、あと、需用費とかですね、いろいろ、修繕とかもありますので、その辺、賃借料も含め、——賃借料などで2000万ということで、歳入歳出、——歳入ちゅうか収入支出というところですね、1億500万という中で運営をされていくということになります。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい、わかりました。

インターネットのほう、なかなかですね、夕方から夜にかけてつながりにくかっている話が寄せらるってですよ。で、その点について把握されているのか、で、それで、その改善はなさる予定なのかということについて、ちょっとお知らせください。

○広報広聴課長（豊本昌二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、はい、インターネットは、はい、つながりにくいというのはよくお聞きしております。残念ながら光化がどうしても進んでおりませんので、今のところ、私どもが今御提供差し上げてるのは3メガから5メガぐらいで、通常もう光とかになると10メガ以上が行ってますので、やはり動画を見るときになりますとどうしても、見にくいっていうのが出てくるかと思えます。

これはなかなか、全体的な光化になりませんとなかなか解決しにくい問題、また、夕方、夜になりますと皆さん一度に見られたりとかしてですね、重なりますとまた、そういったところ

で見にくくなるという部分はございます。ここはまた全体的な、市内全域のですね、光化等も含めた中ですね、また進めていかないといけないのかなと感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今まではですね、メールの、メールを送りましたよという連絡が携帯で来っということです。で、それで、見れぬもんですけん、その話は役場に行きよったですよ。で、今からそんな問い合わせっていうのはどちらにせぬばんとですか。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報課、——広報広聴課課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、はい、今お尋ねの件も、直接ケーブルテレビのほうのですね、ほうに、御連絡していただくような形になるかと思えます。その体制もですね、今から住民の方へ御説明をしていかないといけないと思えますので、チラシの作成とか、それから地域住民の方への説明会とかも、この議決をいただきましたら予定をしているところがございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） ついでに意見まで。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 住民サービスが落ちないように、しっかり目を配らせて取り組んでいただきたいと思えます。（広報広聴課長豊本昌二君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 先ほどありましたです
ね。

なければ、これより採決いたします。

議案第113号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定については、
可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本
案は可決されました。(「ありがとうございま
した」と呼ぶ者あり)

◎議案第119号・議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例及び八
代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について

○委員長(堀口 晃君) 次に条例議案の審
査に入ります。

議案第119号・議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例及び八
代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(中 勇二君) 委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、中人事課長。

○人事課長(中 勇二君) はい。こんにちは、
人事課の中でございます。(「こんにちは」と
呼ぶ者あり) よろしくお願いいたします。では、
着席の上、御説明申し上げます。お願いします。

それでは、議案書の15ページをお願いいた
します。

議案第119号・議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市
消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて御説明申し上げます。

改正分が16ページから26ページまで掲載
されておりますが、別途に、右肩に四角囲みで
議案第119号関係資料としました資料を配付

いたしておりますので、そちらもごらんいた
だきたいと思っております。お手元にございま
すでしょうか。(「あります」と呼ぶ者あり) よろしい
ですか。はい。

まず、改正の趣旨でございますが、今般、被
用者年金制度の一元化を図るため厚生年金保険
法等が改正され、平成27年10月1日から施
行されたことに伴いまして、その取り扱いに
関する国の政令が、関係する分野でそれぞれ定め
られたところでございます。その中で、我々職
員の公務災害補償について規定いたしてござ
います。これを受けまして、本市におきま
して同施行令に準じて定めております、
公務災害補償に関する2つの条例について、
所要の改正をお願いするものでございます。

続いて、改正の内容についてでございますが、
現在、それぞれの条例の附則におきまして、
年金たる補償——これは傷病補償年金、障
害補償年金、遺族補償年金の3つがござい
ますけれども、これらと、休業補償につ
いて、当該補償の受給権者に、同一の事
由により厚生年金保険法など他の法令に
よる障害厚生年金や遺族厚生年金等の
社会保障給付が支給される場合に、一定
の率を乗じて減額調整を行うよう規定さ
れているところです。今回、一元化法の
施行により共済年金が厚生年金に統合さ
れることに伴いまして、支給調整に関
して規定しております附則の部分につ
いて、必要な改正を行うものでござ
います。

1点目が、一元化法附則第41条第1項
及び第65条第1項の規定による障害基
礎年金及び遺族共済年金については、
厚生年金として調整の対象とすること。

2点目が、消防団員等については、危
険な特殊公務に従事する非常勤消防団
員の特例として、条例第18条の2の
規定により加算措置が設けられてお
りますので、その分については、調
整の対象とならないよう考慮した調
整率を新たに

設けること。

以上、2点について必要な改正を行うもの
でございます。

議案では、第1条で議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償関係を、第2条で消防団
員等の公務災害補償に関して改正をいたして
おります。

いずれも公布の日から施行し、改正後の条例
の規定は、一元化法の施行の日に合わせて、
平成27年10月1日から適用することといた
しております。さかのぼっての適用となります
ので、附則の第2項から第6項に必要な経過措
置を規定いたしております。

説明につきましては以上でございます。御審
議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以
上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質
疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより
採決いたします。

議案第119号・議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市
消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いては、原案のとおり決するに賛成の方の挙手
を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第120号・八代市職員の退職管理に 関する条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第12
0号・八代市職員の退職管理に関する条例の

制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、
引き続き御説明申し上げます。

議案書は、27ページでございます。

議案第120号・八代市職員の退職管理に関
する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法の改
正に伴い、職員の退職管理に関する条例を新た
に制定するものでございます。

議案書は、次の28ページになります。

それと、これも別途の資料がございますので、
あわせてごらんいただきたいと思っております。右肩
に議案第120号関係資料と記したものでござ
います。

制定の趣旨でございますが、昨年5月に地方
公務員法が大幅に改正されまして、平成28年
4月1日から施行されることとなっております。

今回の改正の大きな柱となっている点が2つ
ございますが、1つ目は、能力及び実績に基づ
く人事管理の徹底でございます。こちらは既に、
人事評価制度の導入など準備を進めているとこ
ろでございますが、今回は、もう一つの大きな
柱であります、退職管理の適正確保という部分
での対応でございます。

では、資料のほうをお願いいたします。退職管理
の適正化に関する地公法の改正内容を御説明い
たします。

元職員による現職職員への働きかけの規制が、
法改正の主な狙いでございます。

その内容としましては、四角で囲んだところ
の①でございますが、離職後に営利企業等に再
就職した元職員は、離職前5年間に在職してい
た地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対
して——これは現職の職員に対してということ
です——当該企業等またはその子法人と、在職
していた地方公共団体との間の契約等事務につ

いて、離職後2年間については、離職前5年間の職務に属するものに関して、するように、またはしないように、要求や依頼をすることが法律上禁止されるものです。

注釈が欄外に3つありますけども、米印の3番をごらんください。禁止される契約等事務につきましては、再就職者が在職している営利企業等と、在職していた地方公共団体との間で締結される契約、売買や貸借、請負などが対象となります。また、当該営利企業等に対する許認可等の処分に関する事務も対象となります。

もう一度四角囲みの、②番をお願いします。この規制は、在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象や規制される期間が異なってきます。これについては、また後ほど説明をいたします。

③番、この規制に違反して働きかけをした元職員には、罰則が適用されます。10万円以下の過料が科せられることとなります。また、不正な行為をするよう働きかけをした悪質な場合は、さらに厳しく、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出ることが義務づけられています。これに法律上の罰則規定はありませんけども、届け出なかった場合には、法律に違反したとして懲戒処分の対象となり得るものでございます。

それでは、規制の期間等の違いについて説明をいたします。

資料の下半分に整理をしておりますが、まず、基本的に、全ての再就職者が、離職前5年間の職場に関する働きかけが離職後2年間は禁止されます。こちらが基本です。

そして、その中でも、在職中にみずからが決定した——最終決裁者となったということですが、その契約や処遇に関しては、期間の定めなく将来にわたって働きかけが禁止されることとなります。このように、職務上の権限によって

違いが出てまいります。

また、次の欄ですが、市長の直近下位の組織の長、本市の場合は部長となりますけども、離職前5年よりも前に部長の職についていた場合には、その期間の職務に関して働きかけをすることが禁止をされます。在職中の役職により、どの期間について規制を受けるかが変わることになります。

さらにその次の欄ですが、国の部課長級相当職についていた場合も、先ほどの部長と同様の規制となりますが、どの職を相当職とするかについては、法律で定めず、それぞれの自治体が条例で定めることとされております。そこで、今回条例の制定をお願いしているところでございます。

議案書の28ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条におきまして、趣旨として、地方公務員法第38条の2第8項及びびというふうにございますけども、この第8項関係を条例の第2条に規定をいたしまして、国の部課長相当職を定めることといたしております。条例の文面では規則で定めるといたしておりますけども、具体的には、課長職以上の管理職も対象とするように規則で定めたいというふうを考えております。

資料の裏面を、裏をお願いいたします。

今回、条例で定めるもう1点が、再就職情報の届け出でございます。働きかけの規制を円滑かつ適正に行うためには、そのもととなる再就職情報を把握しておく必要がございます。そのため、法第38条の6第2項におきまして、条例を定めて、元職員に対して必要な範囲の情報を届け出ることを義務づけることが可能となっております。

もう一度、議案書の28ページのほうをお願いいたします。

条例案の第3条で、任命権者への届け出ということで、この法38条の6第2項関係を規定

いたしておりますけれども、こちらもほとんどが規則で定めるといたしておりますので、資料のほうに具体的な案を示しております。もう一度資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、届け出の対象者は、課長職以上の管理職で、先ほどの規制対象と整合をとっております。義務づけ期間につきましては、規制対象となる2年間といたしまして、届け出事項につきましては、①の氏名から⑧の再就職先における地位まで8項目といたしております。

公平公正な行政運営を確保するために、国家公務員と同様に法律上規定されたものでございますけれども、市政運営に対して市民に疑念を抱かせるようなことがあってはならないと考えておりますので、今回条例を御承認いただければ、規則のほうも速やかに制定いたしまして、法律の施行前には職員に周知徹底いたしますとともに、昨年度の退職者も規制の対象となりますことから、通知等により周知を図りたいと考えております。

施行日でございますが、改正法の施行に合わせて、平成28年4月1日からいたしております。

説明につきましては以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 資料の、この枠囲みの③、規制に違反した元職員には過料または刑罰が科せられるっていう話なんですけど、どんなルートになっとですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。その法律に違反した場合、要するに働きかけを行った場合

ということになるんですけども、これには、公平委員会等も関連してくるんですが——、（委員亀田英雄君「公平委員会に言うわけな」と呼ぶ）はい。調査をいたしまして、調査の結果、法律違反というのが確定しました場合には、そこを適用するということになります。

具体的な事務作業の流れにつきましてはですね、今後整理して、職員あたりに周知をしていきますけども、——今後また周知をしていきます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） で、警察ちゅう話になっていくとですか、最終的には。どげん、どんな刑罰。刑罰と言えば警察関係まで行くのでしょうかね。その辺ですたい、私が言うとは。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。（委員亀田英雄君「公平委員会から警察」と呼ぶ）はい。済いません、そこは、警察がその間に入ってくるかどうかまで、済いません、今回ちょっと手元に資料持っておりません。申しわけないです。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい、いいです。

で、日ごろの対応っていうのがやっぱ必要かもしれないですね。突然、——メモをとるとかです。それ、結局わからぬじゃなかですか。たとえ日ごろこういうのがあったっていう、職員がですよ、こういうのあったっていうのは、やっぱりそがん、記しとかぬば突然、口頭でこういう被害を受けたと言う、——これ被害というか、働きかけを受けたと言うても、難しか話でしょうし。日ごろから何かしとかぬと、対応しとかぬと、とつても難しかですよ。その辺どうなっとですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） 今議員がおっしゃったように確かに、記憶だけとかということでは、ここで刑罰まで届くことはできませんので、職員が公平委員会に届け出をする場合には、きちんと整理したものを準備をしておいて、届け出をするということが必要になろうかと思いません。そこらあたりの手順については、また規則等で定めていくことになろうかと思いません。

○委員（亀田英雄君） もう一ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 次のページの2の枠囲いの中ですが、届け出を元職員に対して義務づけることができると。で、義務づけることができても、結局その後は、義務づけることができてもですたい、その規制のなからぬば、やっぱ絵に描いたあれじゃなかですか。こっから先の何か検討されるとですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。そういった罰則について、規定することも可能ではございます。法上可能とはなっております。で、今回、スタートする時点にあっては、まずは届け出を義務づけるということをしっかり周知をいたしまして、その後の状況を把握しながら、必要であればそういった罰則規定も考えなければいけないかなと考えています。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。はい。

ほか、ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この肝は、今言われた亀田議員のあれに関連する、——関連すつとですけど、過料または刑罰で、資料がございま

せん。じゃなくて、ここが大事よ。これ資料をちょっと、刑事罰も含めてですよ。そこがないってことじゃいかぬと思うんで、ちょっと資料請求を1つしたいなというのと、離職後2年間、離職前5年間云々っていうのがあつてしょ、上に。（人事課長中勇二君「はい」と呼ぶ）例えばですよ、これ、とり方になって思うとですよ。プレッシャーとを感じるのかアドバイスなのか。例えば現職の職員だって、相談を、例えば、先輩こういうことがあります、こうなんですって持ちかけていったのが、アドバイスのつもりだったけども、本意に反して、プレッシャーと感じたけんどうなのっていう話になったり、これ、解釈もいろいろ出てくるけんですよ。そこは、逆に、元職の人がよかれと思つてアドバイスしたことも、そういうとり方。

だからもう言い方、とり方の話になるところもあるんで、そここのところのグレーなところと、白黒っていうところはなかなか難しかと思つとですけども、そこら辺はしっかりすみ分けしていかないといかぬとかなっていうところが、もうこの下の、じゃあ規制の主体とか禁止される云々というのはごもつともな話なんですけども、そこら辺はどやんふうに考えてますか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。今回、条例を制定をお願いしてる部分についてはですね、もともと、地方公務員法自体で、法律で規制がかかった部分以上のところについてどうするかという、自治体の判断の部分のところの条例でございまして。規制がかかること自体は、法律で定められておりますので、これは地方公務員全員が対象となるということでございまして、今、議員さんがおっしゃられたように、判断がつきにくいような部分があるんじゃないかと、そういうところが一番心配されるころではあ

ります。

で、この件に関して、例えば、いろんな具体的な行動としてどこまでがアウトになるのか、そういったところのですね、まだ説明までがちょっと、市町村のレベルには来てないところですので、今後、どういう動きがあるかちょっとわからないんですけども、具体的な例、ここまでだめだよっていうあたりを、職員には周知をしておかないとですね、届け出もできないところですので、そこあたりについては、具体的な行動についてもお知らせできるようにしていきたいというふうに考えております。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） まああんまり突っ込む気持ちはなかですけどね、具体事例もなかわけでしょ。どうなんですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） 具体事例の、その説明資料があるかということでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、具体的に、だから、だから答弁に、——いや、これから云々ってことだけん、例えばこういうのはアウトですよ、こういうのはアウトじゃありませんよっていうのもなかなか判断がつきにくい部分で先行されてきて、じゃあ足元の自治体でどうなんですかっていうところになると、なかなか具体事例も、——説明できるやつがあるのかないのかです。

○委員長（堀口 晃君） 例えばQ&Aというふうな部分で、こういう状況のときはどうなのという、こういうことだろうと思うんですけど。（委員成松由紀夫君「そうそうそう。例えばでいいです」と呼ぶ）

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。現在のところまでは、まだ流れてきておりません。はい。で、これは4月1日施行ということになってますので、それまでにはこちらのほうも準備をしないとというか、法律の問題なので、私どもだけの問題ではないので、そういったものがないと、かなり自治体のほうは運用苦労するだろうなというふうには思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） そういう状況で上程してくるのはどうかなという話にそもそもなつてですけども、まあ、上が言わずけんこやんですっていう話なんでしょうけど、ただ、やっぱですね、この大事なものは、さっき亀田議員も言われたけども、過料または刑罰が科されるっていうところ、シンプルにそこだと思っただけですね。で、これが、いや、云々ってことなんで、まあ反対はしないでですけども、そこら辺のちょっと詳しいやつを皆さんに資料を提示できたり、あとQ&Aの部分も提示できるようなところを少し人事課も考えないと、だめじゃないかなと思うんですけどね。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ただいま成松委員のほうから、元職員による働きかけの規制、特に過料または刑罰という部分と、あとはQ&Aの部分、この辺についての資料請求がございました。

お諮りいたします。

本委員会として要求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。異議なしと認め、そのように決しました。では、資料よろしくお願ひいたします。

○委員（成松由紀夫君） あ、委員長、もう一

ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。ありがとうございます。要するに何で言うかという、結局、市役所OBの方がいろんなところに、ほら、再就職されてることがありますよね、現に。一番知っとなつと思う。だけん、いろんなどころに行って、一生懸命その民間に行かれたり天下ったりっていうところがある中で、一生懸命仕事してる部分でも、でも実際じゃあ何でそこに行ってるのつつたら、元、やっぱ職員のキャリアっていう、管理職だったり何かっていうのがあるでしょ。それが、そこにもう完全に身を投じて一生懸命やられてて、でも相談があったり云々っていうことがあったときにですよ、——あるんで言ったんで、そこはよろしくをお願いします。

○人事課長（中 勇二君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。今、資料請求の中で、Q&Aの提供っていう話があったんですが、済みません、現状まだない状態なので。（発言する者あり）

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。ちょっと確認ですが、ちょっと話ばおっとったですばってん、今回条例までで、その後の今、そのQ&Aみたいな感じは、後、規則で定めていくという話でしょう、この提案の理由っていう意図は。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。規則で定めて、もっとわかりやすいように周知用のQ&Aをつくるということになります。（委員亀田英雄君「で、ここは大卒の条例って話ですよ」

と呼ぶ）はい。（委員亀田英雄君「ってことで、せぬば。っていうとばきちんと説明してもらえば、今の話になると思うばってんな」と呼ぶ）（「そうそう、説明、説明」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） そうですね。資料請求の中で、規制違反があった場合に実際どういふうな調査をしてどういう処理をしていくのかということについては、枠組みがありますので、資料を提出することが可能と思いますが、実際に具体的にどういうところまでがだめで、どういうことが該当するんですよということについては、施行前までに整理をつける部分となりますので、ちょっと急々には御提示が難しいかなと思うんですが。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、できてからで結構でございますので。そのQ&Aについてはですよ。うん。（委員成松由紀夫君「できる範囲ですよ」と呼ぶ）まあ、今回の分については、Q&Aができてからですね、わかりやすい資料ができてから、私たちに資料を配付するっていうことでよろしいですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） それで大丈夫ですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） よろしく願いいたします。

それでは、ほか、ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（西濱和博君） あ、1件よろしいでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 直接ちょっと審議の対象になり得ないのかもしれませんが、確認したいことがございます。

今回、法があつて、各地方公共団体が条例で

定めるということで、全国の地方公共団体、市町村においては定めるところと定めないところも出てくるかと思うんですが、例えば今回対象となるのは、その所属する自治体のOBということで、そのOBがみずから在籍していた職員に対する行為に対して、どうするかというようなテーマかと思うんですが、例えば今お話があった、大手のコンサルとか就職された方が、自分みずからの元職場に話をすると同じようなことを、他の自治体の関係者と話したときに、同じ行為であっても条例の規定が当てはまる場合と当てはまらないというの、出てくるケースが多分想定されるんですけども、そうになると、恐らく各自治体、まあうちもそうですけど、悩ましいところは、全員にですね、これをつくったんですけども、同じような事象でも、自治体の規則の運用のあり方で差が出てくるということも、場合によっては出てこようかと思うんですよね。

だから、少なくとも例えば県内だとか、あるいは県だとか、今後、まだ時間が今後ありますでしょうから、いろいろ情報交換とかしながらですね、過度に厳しかったり過度に緩やかだったりすると、法の趣旨が地域によってばらばらだよという問題がまた今後発生するかもしれないので、そういうことも含めて、ちょっと御検討いただければいかがかなというふうに思います。まあ提案でございますけれど。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。今回法が規制しておりますところが、自分が在職していた地方公共団体への働きかけということでございますので、それぞれ、議員さんが心配されてあるところは、大丈夫かなとは思いますが。

ただ、私どもだけが突出して厳しい取り扱いをやるかということ言えば、ちょっと地域の状況あたりはしっかり考慮して、他の自治体の

取り扱いというものについてはしっかり把握したところで、やっていこうというふうに考えております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。まあ、善意ととっていただきたいんですね。自分のところが厳しいか厳しくないかという判断は、自分のところの情報しか知らないと比較ができないから、いろいろな取り組みも参考にされてはどうかという趣旨で言ったことであって、法の言ってる趣旨を逸脱して言ってるつもりは全くございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。よろしいですか。

はい。それでは、ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第120号・八代市職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

これで午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時0分 開議）

○議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につい

て

○委員長（堀口 晃君） それでは、休憩前に引き続き総務委員会を再開いたします。

議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、午前に引き続き御説明を申し上げます。

議案書は、29ページでございます。

議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、人事行政の運営等の状況の公表に関する事項を変更するに当たり、必要な改正をお願いするものでございます。

こちら別途の資料を、1枚物ですけれども配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。新旧対照表がついてるものでございます。

人事行政の公表については、地方公務員法第58条の2の規定により義務づけられているところでございますが、公表する項目等については、条例において定めるようあわせて規定されているところでございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、今回の地方公務員法の大きな改正点が2つございましたので、その2つについても公表が必要な項目として規定するものでございます。

それでは、資料の新旧対照表をごらんください。表の右側の欄ですが、現行では、第6号に職員の研修とともに勤務成績の評定の状況が規定されておりますが、今回の改正により人事評価として改めて位置づけされたことから、改正案では、第2号に職員の人事評価の状況と規定いたしております。また、退職管理については、

今回初めて法律に規定されましたので、条例にも追加いたしまして、第7号に職員の退職管理の状況と規定いたしております。

施行日につきましては、こちらも法律の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。今回、かねてからの勤務成績表——勤評にかわって、人事評価の状況ということで、これもどの自治体も取り組まなければならない立場にあるわけですが、例えばわかりやすく、この人事評価の状況をですね、イメージするとしたら、どういったスタイルで掲載される御予定になるのか、少し詳しくお知らせいただけますでしょうか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。評価の状況、どういう項目について評価を行っているか。大きなところで、例えば目標設定をして業績評価を行っている、あるいは能力評価を行っている、そういうところについて記載をすることになるかというふうに考えております。

評価の結果どういう分布だったとか、詳細については、なかなかボリュームも大きくなりますので難しいかなというふうに考えておりますけれども、今後、制度として人事評価というのが位置づけられましたので、よその自治体あたりもここあたりは同時に取り組んでいきますので、そこあたりも十分踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。現時点では、今の御答弁で結構です。私も関心を寄せていきたいというふうに思いますので、御対応方よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第121号・八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、碓塚財務部理事兼市民税課長。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） はい。市民税課の碓塚でございます。

○財務部理事兼資産税課長（浅田敏男君） 資産税課の浅田でございます。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） よろしく願いいたします。

○財務部理事兼資産税課長（浅田敏男君） よろしく願いいたします。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 座りまして説明させていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。

議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率の変更期日を定め、並びに、市税の納付書及び納入書への法人番号の記載を行わないことに伴い、条例の改正が必要となるものです。

32ページをごらんください。

第1条と第2条がございますが、第1条は、八代市市税条例における附則の一部改正についてでございます。

別紙に、総務委員会資料といたしまして、議案第122号関係という資料をお配りしておりますが、ございますでしょうか。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

1ページに、軽自動車税税額変更の施行日関係と書いてあります。

この改正の理由です、——理由及び内容ですが、平成26年3月31日に改正しました八代市市税条例の附則において、軽自動車税の税率変更の施行期日を平成28年4月1日と規定いたしました。その中で、小型特殊自動車、農耕用ですが、及びその他のものが入っておりませんでしたので、今回追加するものです。

具体的に申しますと、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの改正前と改正後を見比べ

ていただきますと、改正後のほうに同号イが入っております。2行上と1行上を見ていただくとわかりますが、これは市税条例第82条第2号イのことでして、82条の第2号アには軽自動車税の二輪車、三輪車、四輪について記載されており、イには小型特殊自動車の農耕用のものとその他のものが記載されております。改正前の附則にはアしか記載されていなかったため、イを追加するものです。

次にですね、議案書の32ページの第2条になりますが、これも、資料のほうの3ページをごらんいただきたいと思います。法人のマイナンバー関係と書いてあります。

改正の理由でございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が総務省より本年9月30日に公布されたことに伴い、八代市市税条例及び附則において所要の改正及び追加を行うものです。

改正及び追加の内容ですが、市税の納付書及び納入書について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の法人番号を、本年3月末の時点では記載することとしていたものを、結果的には記載しないこととしたため、本年3月末に改正していた条例を再度改正するものです。

具体的には、資料4ページの新旧対照表の、右側の改正前のアンダーライン部分をごらんいただきますと、第2条第3号と第4号が出てまいります。第3号は納付書、第4号は納入書について記載してあります。この中で、法人番号という用語が出てまいりますので、その根拠法である番号法について記載していましたが、今回、納付書、納入書に法人番号は記載しないことになったため、削除するものです。資料6ページの中段及び下段の附則についても、同様の理由から削除するものです。

資料4ページ中段の36条の2以下に出てく

る法人番号については、何に基づく法人番号なのか不明なため、括弧書きでその根拠法である番号法の規定を明記するものです。5ページの上段、第89条は、軽自動車税の減免について、中段、139条の3は、特別土地保有税の減免について、5ページ下段から6ページにかけての第149条は、入湯税の申告について記載すべき項目として規定してありますので、同様の理由により根拠法を挿入するものです。

なお、納付書、納入書に、番号法に基づく法人番号を記載しないこととなった理由でございますが、県や税務署に尋ねましたが、明確な理由はわかりませんでした。国税のほうでは、当初から納付書及び納入書に法人番号を記載する予定がなかったことから、地方税も足並みをそろえるということになったのではないかと想定されます。

施行期日は、平成28年1月1日でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。八代市市税条例等の一部改正のこの軽自動車の件ですが、農耕作業用のもの、年額1600円が2400円、その他のものが4700円から5900。一応その確認というか、知識として、どれぐらいこれで増額になるものなんでしょうか。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、碓塚課長。

○財務部理事兼市民税課長（碓塚康浩君） はい。今回、税額の計算はですね、条例の改正で

すから、ですからしておりませんでした、お
おむね1.5倍から2倍の改正になります。最
低が2000円になりますので、およそ約、今
までの税額の1.5倍ほどが、——になるとい
うことですので、50%程度の増額になるの
ではないかというふうに思われます。税額計算は
ちょっときょうしておりませんでしたので、は
い。

総じて二輪車については、来年度から増額す
るというように決まっております。当初は平成
27年4月からだったんですが、1年延期とな
りまして、28年4月から約1.5倍の税額が
上がるということになっております。(委員前
川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(堀口 晃君) はい、よろしいです
か。はい。

ほか、ありませんか。

○委員(中村和美君) ちょっといいですか。

○委員長(堀口 晃君) はい、中村委員。

○委員(中村和美君) じゃあ1つ。この、1
600円が2400円、これ、トラクターみた
いな部門ではないかと思えます。4700円か
ら5400円ちゅうのは、小型、——軽トラ、
それとも小型乗用車。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) 委
員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、碓塚課長。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) は
い。その他のものっていうのはですね、詳しく
はどういうものかちゅうの、私たちも実際見て
おりませんで、なかなかお答えできないんです
けど、農耕用のものって書いてあるのは、聞き
ましたところ、何ですか、フォークリフトって
いいですか、ああいう農耕用のですね、ああい
うものらしいんですけど、その他のものという
のはちょっと具体的にどういうものか、私たち
もちょっと。存じておりません。申しわけあり
ません。(委員中村和美君「うん。はいはい、

よかよか。はいはい、ありがとうございます
。はいはい」と呼ぶ)

○委員長(堀口 晃君) ほか、ございませ
んか。

○委員(堀 徹男君) 委員長いいですか。

○委員長(堀口 晃君) はい、堀副委員長。

○委員(堀 徹男君) その他のものは、具体
的にどんなものかわからないものにその課税を
するっていう。誰かそれを見て、担当される方
がいらっしゃるんですか。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) は
い、委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、碓塚課長。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) は
い。きょう私が今お答えするのちょっとできな
いということで、本当は調べればですね、その
他のものというのはありますので、調べればわ
かりますので、ちょっとここで資料がなくてお
答えできないということです、はい。「後ろ
に来とらす」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 課長、後ろに今、お
見えになられてます。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) 先
ほど申しま……。

○委員長(堀口 晃君) はい、碓塚課長。

○財務部理事兼市民税課長(碓塚康浩君) は
い。先ほど申しましたフォークリフトというも
のだそうですので、まあフォークリフトだけと
いうことかもしれませんね。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(堀口 晃君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい、わかりました、
はい。

○委員長(堀口 晃君) ほか、ありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。なければ、以
上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第122号・八代市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手多数と認め、本件は原案のとおり可決されました。(「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎議案第123号・八代市印鑑条例の一部改正について

○委員長(堀口 晃君) 次に、議案第123号・八代市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君) はい。

○委員長(堀口 晃君) 松本市民環境部理事兼市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君) 市民課長の松本です。着座して説明させていただきます。

それでは、議案第123号・八代市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明します。

別添説明資料をごらんください。

1ページをお開きください。

平成25年5月24日にマイナンバー関連4法が国会で可決され、同年5月31日に公布されました。

まずは、①住民基本台帳カードです。現行制度の住民基本台帳カードは、平成28年1月から個人番号カードに変わることになり、平成27年12月末をもって交付を終了します。

次に、②の個人番号の通知カードです。本市においては、10月31日から12月2日にかけて配達を終了しております。

次に、③の個人番号カードです。交付を希望される方は、申請書に自分の写真を添付して申請することになります。平成28年1月から順次交付を開始しますが、原則として窓口で本人確認を行った上で交付させていただきます。番号カード交付の際には、住民基本台帳カードと通知カードは窓口で返却していただくことになります。

最後に、④八代市証明書交付カード、通称がめさんカードです。これは、窓口で印鑑登録証明の交付を受ける際には、必ず提示が必要となるカードです。また、守衛室前に証明書自動交付機を設置しておりますが、このカードを使用し、住民票の写しや印鑑登録証明書などの、一一などを7時から19時まで、また、土日でも交付を受けることができます。この八代市証明書交付カードは、今回の番号カードの交付の有無にかかわらず、これまで同様大切に保管していただくことになります。

それでは、2ページをお開きください。

今回の条例改正の内容について御説明いたします。

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、市町村では、個人番号カードを使った証明書のコンビニ交付ができるようになりました。今回のマイナンバー制度の開始を機に、多くの自治体でコンビニ交付の実施を予定されている状況です。県内でも、本市を含め新たに4団体に実施の計画で、7団体に導入を検討されています。

本市におきましても、平成28年6月のコンビニ交付を目指し、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得証明書などの、証明書の交付の準備を進めているところです。

今回提案しました印鑑条例の改正理由は、個人の印鑑登録は市町村の自治事務であり、その取り扱いは、各自治体の印鑑条例で規定する必要があるからです。このことから、八代市印鑑

条例を改正しまして、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付等の規定を追加するものです。

改正内容は2点です。

まずは、まず1点目としましては、中段の2の(1)に記載しておりますが、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を追加します。コンビニに設置された専用のネットワークの端末において、住民票の写しや所得証明等の証明書に加え、印鑑登録証明書の自動交付ができるように規定を追加します。この自動交付を受けるためには、個人番号カードを使用し、端末への4桁の暗証番号の入力が必要になります。イメージとしましては、3ページの上段の図をごらんください。

施行日につきましては、業務運用試験やコンビニ店での実店舗確認試験などの日程が決定次第、後日規則で定めさせていただくことにいたしました。

2ページにお戻りください。

次に、2点目としましては、2の(2)に記載していますが、印鑑登録証明書の窓口交付に関する規定を追加します。これは、個人番号カードの利便性と高めるとともに、コンビニ交付との整合性を図るものです。この個人番号カードを窓口に表示することにより、本庁市民課を初め各支所、日奈久出張所においても、印鑑登録証明の交付ができるように改正するものです。イメージとしましては、3ページの下段の図をごらんください。

なお、窓口交付の施行日につきましては、個人番号カードの交付の開始時期に合わせ、平成28年1月から施行することといたします。

このほか、今回の条例改正にあわせまして、届け出及び汚損、毀損など、関係法令に準じた用語の修正も行っています。

以上が条例改正の説明です。御審議よろしくお願いたします。

○委員長(堀口 晃君) はい。ただいま説明を、――がありました。済いません。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。なければ以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり) はい。

○委員(鈴木田幸一君) 一言よかですかね。

○委員長(堀口 晃君) はい、意見どうぞ。鈴木田委員。

○委員(鈴木田幸一君) はい。このマイナンバー制をとったっていうことは、もう法制化してるから仕方ないにしても、個人情報が非常にですね、ちょっとしたことで漏れてしまったならば、その個人情報が一遍に知られてしまうちゅう危険性があるわけなんですね。

で、そういった意味から、職員の方には特にですね、そういう管理についてはしっかりした管理をしてもらいたいということで、よろしくお願いたします。

○委員長(堀口 晃君) はい、よろしくお願いたします。

ほか、意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。なければ、これより採決いたします。

議案第123号・八代市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○請願第5号・平和安全保障関連法を速やかに廃止し、立憲主義の原則を堅持する意見書

の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと思います。

報告いたします。

先般本委員会に付託されておりました、請願第2号・場外船券発売所誘致について及び請願第4号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方についてにつきましては、議長より取り下げがあった旨の通知がありましたので、御了承いたします。

それでは、今回当委員会に付託となっておりますのは、請願1件と陳情2件です。

まず、請願第5号・平和安全保障関連法を速やかに廃止し、立憲主義の原則を堅持する意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） はい。本件について御意見ございますか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ちょっとですね、文言が強くてですね。もう、戦争法とかですね。9条守る守らないについても解釈がそれぞれあって、今国会の、国会のほうでもですね、まだいろんな動きがあつてる中に、ちょっと余にも。断じて認める云々、自衛隊は海外で殺し殺されるとか、そういう戦争法でもないわけですよ、あの話は。

なんでこれは、ちょっと私は審議未了でお願いしたいなど。やはり国会、国の動向なり——なり見ていかないと、ちょっと難しいのかなと。

戦争、——全く解釈とすれば、戦争法ではな、——私の解釈ではですね。それぞれあると思うんですが、解釈。戦争法ではないですし、今、国会のほうでも、そういう戦争法を数で強行したということでは全くないわけで、この自衛隊はもう海外で殺し殺されることになるのかってというような文言も入ってて、いろいろちょっと文言、適切ではないかなというようなところがあるので、審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 賛成、——紹介議員に一応名を連ねておりますので、その立場からですね、一言意見を申し上げたいというふうに思います。

安保法制に関しましては、しばらく、——以前までですね、直前まで国会で審議されておった案件でありまして、いわば国民を二分してと言っても過言ではないような状況の中で、今に至っておると。で、もともとは、安倍総理がアメリカに行って、国会より先にアメリカに約束したような話。で、私はこれがもともと受け付けないというふうに思っております。

大事な国防の話をですね、それだけ大事なら憲法に、——から変えるべきであって、このような手法の中の安全、——安保保障関連法はですね、速やかに廃止したほうがいいということですね、国民を二分したような形の法案ではありますし、ここは、八代市議会の意見を通す部分でも、採決いただいたほうがすっきりするのかなというふうに思っております。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。この文面見て、私たちは、ある程度の勉強した中では、日本との友好国とか、そういう世界の平和に貢献する国が武力攻撃を受けてると、それに、日本のそばにもしいたときに、それを見らぬふりして帰る日本で果たしていいのかというような問題も私はありまして、それはやっぱり男として、日本の武士道精神からも、これはいかぬということが私は1つで、そして、その戦争戦争と言うのが、戦争にならないためにも平和安全保障というのを私は、国会で考えての採決であるというふうに私は思いますので、私も審議未了です。余りにも単純的な、また、その言葉使いがですね、殺し殺されるなんて、こういうのの陳情、請願というのは、私は認められないというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりました。

ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。はい。私の見解はですね、やはりこの安保関連法というのを戦争法と呼んでいるということが、私にとっては理解しがたい部分で。私の解釈の中で戦争法というのは、例えばハーグ法であったりジュネーブ法であったりというような位置づけが本来の戦争法というものでありますけど、そもそものその戦争法という言葉の使い方自体がですね、私はこの文言の中からいかなものかなというふうに思います。

それと、世論調査で8割の説明、政府の説明は不十分ということであるということですけども、これの数字においても、どのような調査方法を用いて8割という数字が導き出されるのかというのに関しても、いささか疑問を感じる点であります。

この対極——この陳情と請願を出された方々にとって対極に位置される方々の意見っていうのは、なかなか出てこないものでありまして、私としては、採決していただきたいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。（委員堀徹男君「採決……」と呼ぶ）採決ですね。はい。

今、採決をというお話と、——御意見と、審議未了という御意見が、両方今出たかと思えます。お諮りするときには審議未了のほうからお諮りをするようになっておりますので、審議未了のほうからお諮りをしたいというふうに思います。

はい。そのほか御意見がないようでございしますので、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第5号・平和安全保障関連法を速やかに廃止し、立憲主義の原則を堅持する意見書の提出方については、閉会中の審査を申し出ないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするのに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） はい、本件について御意見等ございますか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。
○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。
○委員（成松由紀夫君） ちょっとこれも文言が強くてですね。家族の人権を認めない所得税法第56条。所得税法第56条を廃止する意見書を、議会として、委員会としてこれを出すということになると、もうちょっと違うのかなというふうに思うので、審議未了もしくは継続じゃないかなと思いますけれども。
○委員長（堀口 晃君） 継続という御意見と審議未了という、今御意見は2つあったような気がするんですが、成松委員は審議未了。
○委員（成松由紀夫君） 審議未了で。
○委員長（堀口 晃君） 審議未了。はい。
○委員（成松由紀夫君） ええ。
○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。
○委員（亀田英雄君） いいですか。
○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。
○委員（亀田英雄君） はい。ここに、56条は廃止すべきと、全国でおおよそ400自治体が国に意見を上げているということですよ。このこともちょっと調査すべき問題じゃなからうかと思うとですよ。
で、こっがほんなもん、——ほんなもんという、その、疑うわけじゃなかつたですが、しっかりしてですたい、言葉の文言は何としても、400の自治体がこうしとったなら、八代市としてもやっば調査してしっかり対応すべきだというふうに考えますので、継続がよかつたかなからうかと私は思います。
○委員長（堀口 晃君） うん、継続。はい。
はい、ほか。
○委員（中村和美君） いいですか。
○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。
○委員（中村和美君） はい。はいはい。今、政府のほうも、今度、何じゃ、10%のあれか、その問題で、いろいろと年金弱者対策を今

ちょうどやってる状況でありますので、そういうのの中でこの、政府も第6条は検討するというような答弁をしているということでございますので、私も、もうしばらく継続で見守ったらいかがかなというふうに私は思います。はい。
あ、消費税だな、10%。はい、はい。
○委員長（堀口 晃君） ほか。
○委員（西濱和博君） はい。
○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。
○委員（西濱和博君） はい。この所得税法56条、それから57条の関係でいうと、過去にさかのぼること、平成15年から18年ぐらいですか、裁判になった事例がたしかあったかと思えます。最高裁判決は、納税者の、ここに書いてあるような趣旨での主張を退けたというのが司法の、結審だったというふうに認識してるんですが、この議論に関しては、憲法学者だとか大学の先生方もいろんな意見出していらっしゃるようございましてですね、なかなか法の解釈と、実際当事者の方の御主張と、いろんな論評があるのかなというふうに見ております。
で、裁判にまでなるほど、非常に複雑というか、非常に取り扱いに難儀してた事案かなというふうに思いますので、恐らく、各議会でいろんな検討もなされて、ここの400というところもあるのかもしれませんが、かなりこれは、精度の高いっていいですか、法律論の理解、解釈、また二分してる、裁判までなってるっていうことからすると、例えば継続審議しても、その結論を得るまでになるのかなというのをちょっと心配するところでございます。
したがいまして、そういった、で、あと司法の裁定もあったということも含めてですね、考えてはいかがかなというふうに思うところで。で、私としては、時間をかけたとしても、逆に結論得るには至らないんじゃないかなというふうな思いにあります。
以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、審議未了ということですね。

はい、ほかには。

○委員（堀 徹男君） はい、済いません。

○委員長（堀口 晃君） 堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。私の実家も零細業者でありまして、父ちゃん社長、母ちゃん専務というような働き方をしていました。全くここに訴えられているのと同じような感情を持つ者の1人でありまして、白色申告と青色申告の差というのが実に大きなものでありました。

小さい業者の苦労を認めないって法律が、そもそもどうなものなのかなってところからスタートしていけば、この中身について、いましばらく継続して審議をするということでもいいのではなかろうかというふうに思います。よって、継続審議で、もう少し中身について勉強したいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。皆さんの御意見を聞きながら、私も、全国およそ400自治体が意見書出しているということですから、その中で八代市がまだ考えられないってどうか考えていない部分があるのであれば、もう少し継続して勉強する必要もあるかなとも思いますし、政府としても検討を始めているというふうな答弁をしているのであれば、いましばらく様子を見るのも1案じゃないかなとも思います。

その点はちょっとはかり知れないものはありますが、継続っていう形をとってもいいかなとは思っています。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、ただいま、

継続審査と審議未了という御意見があつてるかと思ひます。

この場合、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まずはその継続審査についてお諮りをしたいと思ひますが、それでよろしゅうございませうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、お諮りいたします。

採決は挙手により行ひますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方については、継続審査とするのに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） はい。挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎陳情第5号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、陳情第5号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） 以上の件についてお諮りをいたします。本件について御意見等ございませんか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。私はですね、この、地域経済を根本から壊す大増税、負担増と、到底認めることはできないということですが、今政府のほうも一生懸命こうならぬように、頑張つてやつていふに私は思ひます。それと、医療費負担増なんというのもありますが、診療費か、の何か値下げなんかも検

討されておるようでございますので、私は、これは審議未了です、また出直しをお願いしたいというふうに思います。

この消費税10%引き上げに反対するというようなことでもございますが、それも私も、必要ならば10%でも15%でもいいんじゃないかな、それが国民のためになるんだったらということをおもいますので、私はこれは、審議未了でいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長(堀口 晃君) はい。ほか、ございませんか。

○委員(亀田英雄君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 国のことですね、まあこの気持ちはわからぬとじゃなかですばってんが、今見とってですよ、もともとは税と社会保障の一体ということが始まった話ば、政党間での駆け引きばっかじゃなかですか。ほんで今、おっしゃるとおりに、国民のためば向いとらぬ話が先行するもんだいけん、ぎゃん話になつてくつとですよ。

今、国の話だけあんまりふとか話ばすつとじゃなかですばってん、もう少し国民のためつてスタンスを貫いていただければよかつたでしょうばってんが、まあそこのあたりに意見を申し上げて、この件についてはですね、そこら付近に立ち返っていただくことを願って、審議未了ということできたいと。

○委員長(堀口 晃君) ほか、ございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。なければ、お諮りをいたしたいと思ひます。

今、審議未了ということが多かつたので、審議未了ということによってお諮りをしたいと思ひます。

なければ、お諮りいたします。

採決は挙手によって行ひますが、挙手しない

者は反対とみなします。

陳情第5号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかつたこと、すなわち審議未了とするのに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任いただきたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部を今から入らせます。(「委員長済みません、小会とちょっと休憩」「休憩してよろうてよかですか」と呼ぶ者あり)

うん、それでは休憩します。

(午後1時53分 休憩)

(午後2時05分 開議)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(堀口 晃君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政運営に関する諸問題の調査

に関連して2件、執行部からの発言の申し出が
あっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（過疎地
域自立促進計画・辺地総合整備計画について）

○委員長（堀口 晃君） それでは、まず過疎
地域自立促進計画・辺地総合整備計画について
をお願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興
部長。

○企画振興部長（福永知規君） 皆さんこんに
ちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振
興部長、福永でございます。

過疎及び辺地に関する計画について、企画政
策課、宮川課長のほうから資料をもとに説明を
いたさせます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川
武晴君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策
課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川
武晴君） 皆様こんにちは。（「こんにちは」
と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございま
す。済みません、着座にて説明をさせていただきます。
よろしく申し上げます。

それぞれのお手元にはですね、資料1、資料
2、資料3ということで、過疎地域自立促進計
画、辺地総合整備計画の説明資料のほう、済
いません、御準備をいただけますでしょうか。

この過疎計画、それから辺地計画につきまし
ては、資料2、資料3でお配りしておりますけ
れども、平成27年度までの計画ということに
なっておりまして、次、明けまして、28年3
月定例会にですね、提案ということを予定し
ておりますことから、今回はですね、概要につ
いて説明をさせていただきたくお時間をいただ

ものでございます。

それでは、資料1に基づきまして説明をさせ
ていただきます。

過疎地域とはということで書いてございま
すとおり、市町村の財政状況や一定期間内にお
ける人口減少などを基準として、市町村ごとに
策定されるものでございまして、本市におきま
しては、3地域——坂本、東陽、泉がその対象
地域ということになってございます。

それと、法令でございましてけれども、記載
のとおり法令が根拠となっております、この
施行以来ですね、平成22年4月に執行期限の
6年間延長、それからソフト事業の追加、ま
た、24年6月にはですね、またさらに5年間
の延長ということで、2度の改正が成ってござ
います。

続きまして、過疎地域自立促進計画とはとい
うことで記載がございましてけれども、この計
画を定めることができるということになってお
りまして、これを定めることによりまして、過
疎対策事業債という有利な起債事業ですね、充
当率が100%、交付税措置が70%あるとい
う、大変有利な財源が活用できる、また、国
庫補助のかさ上げもできるということになって
おりまして、この計画を策定をしたいという
ふうにも思っているというところでございま
す。

で、米書きに記載のとおり、県が策定いた
します方針を踏まえまして策定するということ
になっておりまして、この県の方針がことし9
月に示されたことを受け現在策定に着手をし
たというところで、御理解をいただければと思
います。

八代市の状況でございましてけれども、記載
のとおり、平成17年、合併時はですね、全体
がみなし過疎ということになりましたけれども、
合併5年後で、先ほど申し上げました坂本、
泉、東陽の3地域が、過疎地、——一部過疎地

域ということで指定を受けている状況になって
ございます。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページ
をお開きください。

八代市過疎地域自立促進計画の策定方針とい
うことで、先ほど述べましたとおり、22年度
から27年度までの6カ年、これは、先ほど申
しました法の延長に伴いまして策定したもので
ございますけれども、今回もですね、この期
限、また法が延長されましたので、この法
の趣旨に基づいて策定をしたいと考えてござい
ます。

濟いませぬ、資料2をですね、こちら、現在
の計画のほうを御準備いただけますでしょう
か。

1 ページおめくりいただきますと、目次とい
うことになっておりまして、基本的な記載事項
ということで、第1からですね、記載がござい
ます。第1の4には、地域の自立促進の基本方
針ということで、こちらの資料の9ページにで
すね、この基本方針ということが書いてござい
ます。(1)から農林水産業の振興、(2)の
雇用の創出等々ですね、10ページにかけまし
て7項目記載がしてございます。これを策定し
ましたときの総合計画等を踏まえて、方針を定
めたものでございます。

で、じゃあ実際具体的にその対応等をどうや
って行くのかということにつきましては、資料
の11ページから、目次でいきますと第2、産
業の振興というところですね、農業、林業、
水産業、こういった分野での取り組み内容を記
載させていただいております、具体的な事業
を記載しているというような計画書になるとい
うところでございます。

この計画につきましては、先ほど申しました
3地域と、非常に限定的なものとなるもので
すから、各支所とですね、しっかり連携を図りな
がら、現在の計画の見直しを進めてまいるとい

うところでございますので、どうぞよろしくお
願いたします。

続きまして、辺地計画につきまして説明をさ
せていただきます。

辺地とはということで書いてございますけれ
ども、一定の地域におきまして、人口や地域の
中心部からのですね、公共交通機関、医療機関
の距離、あとは電気、水道などライフラインの
整備状況などを判断基準といたしまして、おお
むね字ごとに設定をされるというものでござい
ます。八代市では、坂本、東陽、泉に辺地がご
ざいます。

辺地に、——辺地計画の根拠法令は、記載の
とおりでございまして、ちょっと読ませていた
だきますと、辺地に係る公共的施設の総合整備
のための財政上の特別措置等に関する法律とい
うことで、これはどちらかというところですね、
辺地という、大変ちょっと暮らしにくいけれども
そこが1つの拠点となって暮らしてらっしゃる
ところに対して、できるだけ地域と同じような
生活ができるような交通インフラを整備してい
こうというような、簡単に申しますとそういった
計画でございまして、どちらかちゅうと過
疎計画よりは内向きといいますか、私どものそ
の事業計画を主にはつくっていくようなものか
なというふうに認識をしております。

辺地における総合整備計画とはということ
で、こちら記載のとおりでございますけれど
も、先ほどの過疎債よりもですね、有利な、辺
地、——俗に辺地債と言っているものがありま
して、充当率が100%、交付税措置が80%
ということで、過疎債よりはですね、10%交
付税措置が多くいただけるというような事業に
なるというところでございます。

八代市の状況でございますけれども、現在1
1の辺地を有しております。坂本地域におきま
しては、深水、辻、責・川原谷、木々子、小川
内の5地域、東陽におきましては、内の木場、

泉におきましては、南川内、仁田尾、椎原、樅木、釈迦院という5地域ということで、現在11地域ということになってございます。

1ページおめくりいただきまして、策定の方針でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、こちら、——これらの策定期間というのは特には定めはございませんけれども、この過疎計画とですね、連携して、同一時期で策定をしたいと考えてございます。

実際の計画書につきましては、資料3でお示しをしております、各その字ごとにですね、辺地の状況や整備を必要とする公共施設等を記載いたしまして、それぞれの事業名称を書くということで、こちらのほうに事業費をですね、書いておくということで、これに記載がありますと、先ほど申し上げました起債の活用が図られるというところでございます。

以上、済みません、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長（堀口 晃君） はい。本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） この、27年度以降はどげんなつとですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。今回ですね、この過疎法のほうがですね、5年間延長されましたので、5年間ということ考えております。済みません、説明が漏れました。失礼しました。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で過

疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画についてを終了いたします。

執行部の入れかわりがありますので、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後2時14分 小会）

（午後2時15分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（コミュニティセンターについて）

○委員長（堀口 晃君） はい、本会に戻します。

次に、コミュニティセンターについてをお願いいたします。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。こんにちには、お世話になります。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の堀でございます。

ただいま御紹介いただきましたコミュニティセンターにつきまして、本計画につきまして一部見直しをしたところございますので、新総務委員の皆様方にその内容を担当課長より説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） こんにちは。（「こんにちには」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の久木田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、委員会構成のほうが若干変わっておりますので、若干長くなること御了承いただきたいと思っております。じゃあ座って説明をさせ

ていただきたいと思ひます。

それでは、資料といたしまして、コミュニティセンターへの移行についてというタイトルの、3ページ物の資料1と、それと、本年7月から9月の住民説明会に使用しました、24ページ物の資料2という2つがあるかと思ひますので、その2つをもって説明をさせていただきたいと思ひます。

それではまず、資料1のほうをごらんをいただきたいというふうに思っております。

まず、資料のほうには記載しておりませんが、コミュニティセンターの最初の頭出しにつきましては、平成19年に作成しました、住民自治によるまちづくり基本指針に盛り込んだことが始まりでございます。そこで、資料にありますように、平成25年に策定しました八代市総合計画後期計画と八代市教育振興計画において、校区公民館等からコミュニティセンターへの移行を位置づけまして、ことしの3月に策定しました住民自治によるまちづくり行動計画後期計画におきまして、設置日を平成28年4月1日を目指すとしまして、これまで地域協議会へのヒアリングや住民説明会等の準備作業を行ってきたところでございます。

それで、コミュニティセンター移行のこれまでの主な動きをごらんをいただきたいというふうに思ひますが、市政協力員協議会、住民自治推進団体連絡会議、また、地域審議会などに説明し、あわせて、コミュニティセンターへの移行について御意見を求め、さらに、各地域へ直接出向きまして会話を重ねてまいりました。

住民説明会については、2回行いまして、平成26年8月から9月にかけては、後期計画につきましの説明を行い、ことしは、7月から9月の3カ月をかけまして、コミュニティセンターへの移行についての説明をさせていただきました。説明会には、主に、日ごろ校区公民館等御利用いただく方、あるいは、地域協議会の

役員の皆様方、23カ所で約980人に参加していただいております。

それでは、資料2のほうをごらんをいただきたいというふうに思ひます。

ことしの7月から開催しました住民説明会で資料ということ、その時点での内容であります、時間の都合で要約をしながら説明をしたいと思ひますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、1枚開きまして、3ページをごらんをいただきたいと思ひます。

現在、住民の生涯学習や健康増進等に寄与することを目的としまして、おおむね小学校区単位に校区公民館等施設を設置しております。校区公民館は、地域社会の維持・発展、地域の行政サービスの拠点としましての役割を果たしているところでございます。

4ページをごらんをいただきたいと思ひます。

コミュニティセンターの設置の必要性ですけれども、社会情勢の変化により、地域のまちづくりに対する住民の皆様のニーズはさまざまであり、多様化、複雑化をしております。そのことから校区公民館は、生涯学習の場としての役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割が重要視されるようになってきております。これまでの生涯学習を中心とした活動に、福祉や環境、防災などの機能を加えていこうということから、公民館をコミュニティセンターへ移行する動きが全国的にも広がってきているところでございます。

そこで、本市におきましても、これからの校区公民館等施設は、より幅広い世代の方の社会教育施設、あるいは、まちづくりの場としてのその機能を十分に発揮していかななくてはならないと考えまして、校区公民館等施設からコミュニティセンターへの移行を目指すことにしました。

そこで、6ページのように、本市における校

区公民館等施設からコミュニティセンターへの移行の時期を、平成28年4月1日と予定しまして、その準備をこれまで進めてきたということでございます。

7ページのほうをごらんをいただきたいと思っております。

それでは、八代市が考えるコミュニティセンターはどのようなものかと申しますと、校区公民館は、教育委員会が所管しております、生涯学習活動や公民館クラブ講座等、主に社会教育活動を実施しております。名称を校区公民館からコミュニティセンターに変え、公民館の機能はそのまま保持した上で市長部局で所管しまして、社会教育活動だけにとらわれず、さまざまな活動が実践できる施設に変えていきたいということでございます。

そういうことで、社会教育法の適用を受けない施設としまして、市の条例で、地域の総合的なまちづくりを实践し、もっと地域の皆様のよりどころとなるように、名称をコミュニティセンターに変えるということでございます。

8ページにありますように、現在校区公民館は、社会教育施設として一部利用が制限されています。例えば、営利活動や企業の利用もできませんし、会議室での、——基本的に会議室では、基本的に飲食を認めておりません。そこで、地域独自の取り組みとさまざまな地域課題に対応できるよう、社会教育法の適用を受けないコミュニティセンターへと移行し、この会議室なら飲食できるとか、このエリアなら営利活動を認めるなど、施設の利用を緩やかにしていきたいということでございます。

9ページから10ページにおきましては、校区公民館からコミュニティセンターに移行すると、どんなことができるかという具体的な記載をしておりますが、ごらんをいただきまして説明のほうを省かせていただきたいと思っております。

それでは、12ページをごらんをいただきました

と思います。

コミュニティセンターになっても変わらないこととしまして、幾つか列記をしておりますが、基本的にこれまでどおりの利用を予定しております。

13ページのほうにつきましても、施設利用料につきまして、基本的に現状のままを引き継ぐということでございます。

14ページの職員の配置につきましては、後ほど詳しく説明いたしますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思っております。

次の15ページをお願いいたします。

地域の防災拠点についてでございますが、現在の校区公民館施設は、地域の防災拠点となっており、公民館は第1次避難所に指定されており、コミュニティセンター移行後も第1次避難所そのままとなります。災害時や台風などの上陸のおそれがある場合は、これまでどおり市職員が参りまして避難所の対応に当たります。

16ページをお願いいたします。

現在、公民館主事が企画立案して、地域独自の生涯学習として行っている地域公民館講座等につきましては、複数地域の社会教育を担当する職員が、それぞれのコミュニティセンターを使って同じく実施していく予定でございます。

次の17ページの、施設の管理についてでございますが、コミュニティセンターは、地域のよりどころであり、いわば住民の住民による住民のための施設となりますので、将来的にそれぞれの地域協議会へ指定管理者として管理運営をお願いできないかというふうを考えております。

しかしながら、コミュニティセンターを既に設置されてる多くの自治体のように、一気に指定管理者として地域協議会へ管理運営をお願いする予定ではございません。各コミュニティセンターにおいて、平成28年度から当分の間、一部管理業務委託から始めまして、地域協議会

の方々と一緒になって地域の管理運営の方法や地域のまちづくりを学び、学習しながらスキルアップができてから、指定管理者制度へ移行させたいというように考えております。

次の18ページ、19ページにつきましては、指定管理者制度等につきましてとなりますので、詳細な説明は省きたいと思いますが、全国的にも、公民館の指定管理者制度の導入の数も年々増加しているところがわかるかというふうに思います。

それでは、次の20ページから、コミュニティセンターの職員体制についてでございます。市内各地域によって、校区公民館の管理体制が違いますので、職員の配置方法が若干異なります。

まず20ページが単独公民館で、代陽、八代、松高、麦島、植柳の5地域のように出張所が併設していない校区公民館で、現在は、公民館主事と非常勤である公民館長、それに補助員の3名体制で管理運営を行っております。

次の21ページが出張所が併設している校区公民館となり、太田郷、八千把、高田、金剛、郡築、宮地、日奈久、昭和、二見、龍峯の10地域で、現在は、日奈久を除きまして、公民館主事、出張所長、補助員の同じく3名体制で管理運営を行っております。

次の22ページが支所のある校区公民館で、坂本、千丁、鏡、東陽、泉の5地域となり、ここでは現在公民館主事2名が配置されております。また、支所の地域振興課も、近くにいなから側面的に支援してる状況でございます。

そこで、コミュニティセンター移行後、職員の配置はどうするかといいますと、まず、1人は地域協議会が、市からの業務委託料により事務員を雇用され、配置していただきたいというふうに考えております。

ここで、イメージとしてお1人のAさんを記載しておりますが、必ずしもお1人の雇用とい

うことではございません。市と業務委託契約をするのは、雇用される個人の方ではなく地域協議会となりますので、市から委託した業務を履行していただければ、その雇用形態は問いません。例えば、午前と午後に分けて2人を雇用するとか、それぞれの地域の判断で雇用していただければというふうに考えております。

次に、市の職員でございますが、公民館主事にかわりまして、市長部局から、まちづくりに特化した職員を配置します。さらに、嘱託職員、あるいは、シルバー人材センターを通じまして今後も市から補助員を配置しまして、常時3名体制で、施設の管理運営や地域独自のまちづくりを担っていただければというふうに考えております。

さらに、これまで配置しました公民館主事につきましては、コミュニティセンターには常駐しませんが、複数地域を1人で担当する社会教育主事として、これまで行ってきた生涯学習講座などを、コミュニティセンターを使って実施していくということになります。ですから、公民館主事がいなくなるということではなくて、常駐はしないけれども、これまでの社会教育活動は継続しながら取り組んでいくということでございます。

次に、23ページをごらんください。

地域協議会にお願いする一部管理業務委託の内容でございます。基本的な業務を掲載しております。

①の施設の管理としまして、施設貸し出しの受け付けや施設の清掃、鍵のあけ閉めなどを、市の職員や補助員と一緒にやっていただく予定でございます。

②の情報提供としまして、市役所の各課からのパンフレットやポスターの掲示や、地域情報や、——地域情報をパネルや情報コーナーに張っていただいたり、町内会長さんや地域協議会の役員さん方へ橋渡しなどがございます。また、

コミュニティセンターだより等の発行なども委託したいと考えております。

③学校体育施設の業務委託でございますが、これは現在主に公民館主事が行っております学校開放事業で、学校のナイターや体育館の貸し出しなどの受け付け業務となります。

④では、地域協議会の雇用職員となりますので、事務局のお世話は当然のこととなりますが、これまで公民館主事がいろんな形で地域活動のお世話をしておりますので、その事務補助を考えております。例えば、必要に応じて体育協会や婦人会などの事務的な支援を行うということでございます。

最後に、24ページをごらんください。

コミュニティセンターに配置予定の、市職員である地域アドバイザーの業務で、本庁業務以外の一部を御紹介をしたいというふうに思っております。

まず、地域協議会のさまざまな相談やまちづくりに関する指導や助言、情報提供を行ってまいります。例えば、国や県の補助事業の情報や、申請手続などのお世話や、まちづくりに関して各課や各種団体との橋渡しを行います。また、新たな業務としまして、地域協議会で雇用する職員を育成するという業務を与えます。施設管理方法や地域協議会への支援方法などノウハウを、そばで一緒になって育成してまいります。

次に、行政窓口業務としまして、軽易な申請、届け出等の通達、交付などで、各課への申請書や回答などの進達手続がございます。

また、コミュニティセンターそのものの施設の維持管理や管理業務の補助という業務が出てまいります。特に、現在多くの地域協議会の事務局をそれぞれの校区公民館等施設内に設置をしていますものの、毎日誰かが常時事務局にいるわけではございません。協議会が雇用する事務員がコミュニティセンターに常駐しますので、相談や手続などがしやすくなるのではないかと

いうふうに期待をしておるところでございます。

以上が、7月から9月にかけて行いました住民説明会の内容となります。

その住民説明会におきましては、さまざまな御意見をいただきました。建設的なお話や、ぜひ早くコミュニティセンターにさせていただきたいという声もいただいておりますが、不満や不安の声もいただいております。

それでは、済みません、資料、もう1回、資料1のほうに戻っていただきまして、ページをめくって2ページのほうをごらんをいただきたいと思っております。

これは、住民説明会に出ました、コミュニティセンター移行に伴う不満や不安の声についての主な意見となります。

コミュニティセンター化につきましては、約2年前から地域住民の皆様にご説明を行ってまいりますが、コミュニティセンターの移行について限ったお話とすれば、すればするほど特に、一部管理業務委託、受託に伴う施設の管理方法等につきまして、不安の声が出てまいりました。

具体的に御紹介しますと、地域の説明が不足しているので、地域との意見交換を十分行ってほしい。また、我々行政が思っているコミュニティセンター移行の準備期間と、地域協議会が考える準備のスピードに大きな開きがあることから、もう少し時間をかけてやってもらいたいとの声もございました。また、平成26年4月に立ち上げたばかりの地域協議会には、準備期間なども含め、もう少し配慮してもよいのではないかとといった御意見や、具体的な委託の内容や委託料を事前に提示してもらわないと、一部管理業務委託を受託するか判断できない。また、市民環境部だけではなくて、公民館を所管する教育部からも説明が必要である。さらに、公民館主事が担ってきた地域のさまざまなお世話はどうなるのか、主事がいなくなると困るなどの御意見等をいただいたところでございます。

その意見等を整理いたしまして、次の、平成28年4月1日の移行の課題としまして、1つ目としまして、一部管理業務委託の方法や委託料を地域に明確に示すことができていないことから、ほとんどの地域協議会が不満、不安を抱えている、2つ目に、地域協議会から、一部管理業務委託について、地域協議会の総会に諮らないと決められないという意見が出ている、3つ目に、時間をかけてもらいたいとの声があるという3点をまとめまして、次のコミュニティセンター移行の計画見直しをしたところでございます。

それでは、それにつきまして、内容を読み上げさせていただきますと思います。

これまでの説明において、地域住民に対してまだ説明不足があるという御意見、また、地域からのお尋ねに対し回答や説明が不足していたということから、十分に御理解をいただいている。また、コミュニティセンターへの移行については、市民環境部だけではなくて、教育部も一緒に説明が必要であると御指摘を受けており、今後、両部が情報を共有して、地域へ丁寧に説明していかねばならないと判断をし、次のとおり見直す。

1つ目でございます。平成28年4月1日より校区公民館等施設をコミュニティセンターへ移行するという計画を、平成29年4月1日から移行するということに見直す。

次の、2点目でございます。平成28年度は、現状のままの管理体制、職員配置とする。

3つ目でございます。地域協議会へのコミュニティセンター一部管理業務委託については、平成29年4月1日から、2年をめぐりとして段階的に移行できるよう、再度地域へ説明を丁寧に行う。

4つ目でございます。一部管理業務委託に際して、地域から不安の声が大きい業務内容と委託料案については、平成28年3月までに地域

協議会連絡会議に提示できるように準備し、各地域の同意を得られるよう作業を進める。

以上が、このたびの住民説明会等を受けまして計画を変更した内容ということになります。

最後に、今後のスケジュール案につきまして御説明申し上げますので、最後の3ページのほうごらんをいただきたいと思っております。

現在、各地域協議会のほうに出向きまして、見直しを行った経緯とこれからのスケジュール等につきまして、教育部と一緒になりまして説明を行っております。

次に、来年の3月までに、各地域協議会で雇用する事務員の募集方法や各種行政手続方法などのマニュアル、それに加えまして、現在財政課と詰めの協議を行っておりますが、一部管理業務委託の内容と概算業務委託料の提示のほうをさせていただき予定でございます。

それを受けまして、各地域協議会におかれまして、4月から5月のそれぞれの地域協議会の総会等におかれまして、平成29年4月からの一部管理業務委託の受託についての可否を決定いただきまして、5月末をめどに市に回答をいただきたいというふうに考えております。

次に、9月議会には、コミュニティセンター設置条例等を上程し、あわせて補正予算を計上させていただきますまして、10月から半年をかけた、サイン、いわゆる看板の変更や未実施の施設整備の実施にあわせまして、コミュニティセンターの移行、一部管理業務委託に向けた準備、そういうものを行っていききたいというふうに考えております。

以上で、これまでのコミュニティセンターの移行に伴う経緯と計画の見直しにつきまして説明を終わります。説明が大変長くなりまして、大変申しわけございませんでした。

○委員長（堀口 晃君） はい。本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ここにある意見に、全くそのとおりだというふうに思うんですよ。いろんな意見がいろいろ寄せられました。で、市民間、住民間に不満、不安があるということですね、もうしっかり認識されて、共通認識をしっかりと図っていただくこと、これに傾注していただきたい。急な変化というと、やっぱり負担だもん。そこはですね、認識していただきたいというふうに考えます。頑張ってください。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） このコミュニティセンター、移行して、名称だけ変更して、利便性をよくするだけの話はできないわけですか。

（「そうね。そげん思う」と呼ぶ者あり）

何かもういろいろ、亀田議員も言いなつたですけど、もうこの意見はもう全くそのとおりだから、多分どこの地域も。でも以前の執行部の説明のときには、反対してる地域は2地区ぐらいしかないような話で、私は最初説明受けたんですよ。しかし実際は、もうどこの地域でも不安がとらして、で、もう主事が引き払わっせばどやんすればよかつたろうかというのが、一番の不安があつて。で、そのときにその、コミセンに移行すればこういう利用、——利便性が高まって利用しやすくなって云々つて、こっちでも出とつてすたいね。

で、これは別にほら、名称変更だけして、何か——何かな、この規制を緩和して、で、利用しやすくして、で、そのままがいいんじゃないですか。どうなんですかね。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。いろんな御意見ありがとうございます。今、そのままと、コミュニティセンターに変えるだけでいいんじゃないかというお話でございますが、後期計画の中に、将来に向かひまして、指定管理というのを考えておりますので、それに向かつての部分も、事前の部分の準備という形で、位置づけをしながら考えておるところでありますので、そういう形で地域のほうに、まず第1ステップとしまして一部管理業務から入っていただきたいという意味で、地域のほうに一部を担っていただきたいという考えでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） そういう話をするから、余計アレルギーが出るんですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）実際、指定管理とかね、そこまでまだ意識が高まってないのに、本丸はそこだから今一発目これを行つとけば、——行つとかぬといかぬというのは、それは行政の都合で、それを地域の都合に合わせて、住民サービスが低下することにもつながる。中には、これはもう、何ちゅうの、サボタージュ的なニュアンスでとつてる地域もある。相当いろんな意味で反発が出てるのに、指定管理が云々だから第1弾的にこうなんですよみたいなこと言つたら、もっとアレルギーが出るしですね。

だから、そこは、しっかり段階的に考えなし、いやもうコミュニティセンターに移行したい、早く住民自治をやりたいみたいな、もう希望してる地域もあるみたいな話も出てるけど、そういうところをやつたらいいと思うんですよ。でも、しゃあがもつでんせぬて言いよらす地域に、せろせろと言うても余計態度硬化させるだけでね。

だからそこは、やりたいところは別にそれや

ってみて、試験的にやりやあいし、それを、用意ドンでこうですよって、で、行政の都合でこうですよなんちゅうことを余り押しつけ過ぎないようにならないと、相当この件は反発が出てますからね。そこはしっかり認識してもらいたいですけど。

その名称変更して、もうざっくり、あっさりな話、利用しやすいようにして、で、そのまんまでいたっていうところはそのまんまにできないんですか。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。説明が不十分で大変申しわけございません。今御質問いただいたことについて、2点回答させていただきます。

コミュニティセンターというのが、公民館から変えるという意味は、説明の中でもございましたように、社会教育法の中で公民館定義されておりまして、そこで利潤をするようなことに関してはできないという縛りがありますもんですから、市長部局のほうのコミュニティセンターに変えましょうということで進めさせていたしております。

で、それに対して、今までずっとしてきました、お話がございましたように、主事とかが変わるんじゃないかと、いなくなるんじゃないかという御心配が、説明会の中で多く出てきております。そのあたり私ども、その把握によって、これではいかぬということで延ばさせていただきました。

で、今回の予定としましては、先ほどございましたように、できるところだけ28年以降はできないかということの作業進めておりましたが、今回の想定は逆に、29年4月に、できれば一斉にコミュニティセンター化条例改正等を、教育委員会サイドとあわせて行いたいと考

えております。

これは何を意味してるかといいますと、逆に言うと、当然、2年の予定というふうな説明しましたけれども、どうしてもうちはしたくないというところが出られたところに関してどうするかというと、今まで教育委員会でいらした主事を、市長部局の職員としてそのまま配置する予定でございます。いわゆる、今御指摘がありましたように、コミュニティセンターという、名前変えればいいんじゃないかとおっしゃられた御指摘のような形、条例は変えますけれども、同じ体制をつくるようなやり方で持っていたらば、地域の方々も安心していただけるのではないかと。

ですから、一部受けるところは、この委託のこのままします。ところが、私のところはまだ受けたくないとおっしゃられるところに関しては、教育委員会ではなくて市長部局の市民活動政策課の職員として、主事と同じ位置づけの職員を配置するという形で持っていくことによって、結果として今までと同じ体制がとれるということを目途として、今つくり上げを見直して説明を進めていこうかと考えているところでございます。

これが、御指摘あった1点目の御質問で、2点目、指定管理という話、先走って申し上げましたが、大変申しわけございません。

そういう考え方じゃなくて、これはそもそも論として言って、市民協働という形でしていく目的は何かといいますと、これは議員の皆様よく御存じのように、人口とかがどうしても八代市も、ほかの市町村と同じようにどうしても減少していくことが予想されております。超長期的にという意味で、短期的っていう意味ではございません。努力は企画のほうも大分されておりますが、どうしてもそういう方向になったときに、当然市職員を、そういう超長期的なときには、――なりますと、職員も減少していく

と。いろいろな財政的な支援もできなくなっていくと。

で、今時点におきましては、まだ地域のサポートがまだできる体制の中において、地域が地力をつけていただくような体制をつくるために、この地域の地域協議会ができ、——つくっていただきまして、そして、その地域協議会が地力をつけていただくためコミュニティセンター化を図って、収益が上がる事業もできるようにしていきましょう。そのためには、私たち行政のほうが、その地域協議会を支援していくということが必要になってくるので、まだ職員の自力があるときにそれをしていこうということを、何年間にわたってしていかなければいけないと考えているところでございます。

で、そういう意味におきまして、今回教育委員会と一緒に仕事をすることによって、生涯学習の、社会教育の面も含めまして、地域での活動を維持しながら、そして、先ほど言いましたように、コミュニティセンター変わっても同じように地域をサポート、職員の支援は変わりません。その中において地域協議会が活性化していくための支援を、行政としてしていくということが目的の中で、そのしていった、それが地力がついたところでさらに、指定管理ができるところに関してはお願いするところであって、先ほど説明の中では申し上げたつもりでおりますけれども、時間をかけて進めていって、できないところはできないで、行政として直営せざるを得ぬところも出てきようと考えているところでございます。

以上、お尋ねあった2点についてお答えいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） まず、その指定管理ありきの話はもうしない、——されないほうがいいというのと、やっぱり中山間地域はです

ね、——のほうがむしろ、高齢化なっていったときに、その地力をつける云々っていっても、行政ちゅうのはやっぱり最大のサービス機関だからですね、もしかしたらもっと人を配置しなきゃいけないような状況だって出てくるだろう。じゃあ、人口が集中してるような平野部の、まち協でも今反対がすごいですよね、ある地域においても。

もうそういうところをですね、やっぱり考えていけば、やっぱり人を減らされる、で、地力は、市民協働の美辞麗句で、地力をつけてくださいよ、で、頑張っていきましょうよって言うことは言っても、それは段階的にもうちょっと時間かけてやっていくことだから、やっぱり、さっき言った2年間、もう2年間で指定管理があつてというような話は、余りされないようにしないと、地域はアレルギーを出してくると思うので、そこはしっかり考えて、時間をかけて段階的に。で、地域が理解して、いやもううちはこういうことだったらやりますよって言うような状況に、やっぱり行政としては持っていかなぬといかぬのじゃないかなと思うので、そこはくれぐれもよろしくお願いします。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 大変誤解を招くような発言をしまして、申しわけございませんでした。

私の言いたかったことについてはですね、あくまでも、地域の方々とお話をしながら、段階的に、御理解をいただきながら進めるというふうに考えております。

ですので、先ほども説明しましたとおり、今後も含めまして、教育部とあわせながら、地域の方々といろんな会話を通じて、必要性含めて御理解をいただくような形で、労苦した結果と

して、あくまでも一部管理業務あたりが入っていくのかという認識しております。

誤解を招きましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 予算たいな。要するに、新しい組織をつくって新しいまちづくりをしようとするためには、非常に予算ば伴うって思うんですけど、そういった裏づけについては、きっちりしたもんば持っとつとですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 濟いませぬ、校区公民館のほうからコミュニティセンターへ移行するということにつきましては、現在、教育委員会のほうに予算がついてます校区公民館の維持管理費の経費等が、市長部局でありますうちのほうに移管されるということでございますので、基本的に新たな財源等は必要ないというふうに考えております。

ただ、話してます中に、サイン、要するに看板整備、それと、一部まだ未整備の施設、要するにコミュニティセンター予定地の整備ができてないところがございますので、その部分につきまして財政当局と御相談をしてるような現状でございます。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 市政協力員のな、市政協力員との絡みちゅうとが出てくつというように思うとばってん、今、市政協力員のほうが

非常に、意見が、聞かせる声ん中にな、もう市政協力員は廃止して、そしてその、——まあ廃止というかな、その予算をカットして、そしてもう、文書についてはもう郵送して市政協力員の費用を減らかして、そしてまちな、住民自治のほうに移行するとかいう、そういった話ばいっぱい、もう混乱した状態があつて思うとですよ。

だけん私になして予算ば言つたかていうと、その市政協力員の予算を減らかして、なくしてしまつて、それをその住民自治のほうに持つていこうつていうこつも含めてですね、今、恐らく地元は、地域は、大混乱しとつて思うとですよ。だけんその辺のですね、説明ばしっかりしとかぬば、一言一言でですね、これ、大失敗するかですね、大批判ば受くる可能性がありますので、その辺のところはですね、よろしく願ひしますよ。

この前、市政協力員のほうのですね、反省会がありまして、総会がありまして、そん中ですな、市政協力員の仕事は文書配るばかりじゃないんだつていう話ばただけでですね、物すごく喜ばれたんですよ。もう明らかに地元の、地域の行事に対してとか、地域の方々に対するいわゆるいろんな悩み事も含めて、市政協力員ちゅうとは存在してるわけだからちゅう話ばただけで、非常に喜ばれたちゅうのがあつとですよ。

つまりですね、私が言いたいのは、そういった地元の実情、現状ば踏まえた上でな、新しいセンターづくりとか新しい組織づくりばしていかぬば、誰が反対するかちゅうと、一番にその地域の代表者が反対していくならば、これちょっと難しいことになる可能性がありますので、皆さんの意見を集約した形で今言ってる形になつとんですけれども、くれぐれもその辺のところは、間違わない説明になるようお願いしておきます。

○委員（亀田英雄君） もう1点いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。あくまでその丁寧な説明をお願いしたいとともにですね、地域の力をつけるというスタンスならですよ、職員間でもその意識ば共有していただかぬと。職員間にこの意識が共有できとりますか。まだそこから、私はそこから付近がちょっと無理な話じゃなからうかと思うとですたい。

その辺も、もう多くは申しませんが、そのあたりも気にかけてですね、進めていただきたいというふうに考えます。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい。堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。今御指摘のとおりでございます、今回、本来28年を29年に見直すときに、内部で問題点挙げることにですね、今御指摘のとおり、職員の、このコミュニティセンター化を図るとか、市民協働を行い地域に貢献していくというところに対して、担当のところは一生懸命するだろうけども、それ以外のところ、ほかの部にわたっていくと、そういう意識が低いと。ですからそのあたりを改善していかなければ、結果として、市としてやっている事業が地域の方々に理解していただけないし、先ほど御指摘あったように、一生懸命していただいている地域の方々に対して非常に申しわけないという意見も、私たちの中でも出ております。

ですから、今御指摘のとおり、そのあたりのところを、人事課とも相談しながら、研修会含めながら、もっと意識を高めることによって地域に貢献ができる職員が多くなっていくような努力をしていこうというふうには、考えているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。今回のこのコミュニティセンター移行に関しての説明会っていうのが、それぞれの自治会のほうで行われたと思うんですよね。で、それは、多分、——っていうか、それぞれのその連絡協議会ですかね、は、御理解していただいたというふうに認識されてますか。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。私もこの10月までは、28年に向けて一応努力、担当課も一生懸命説明上がっておったところでございますが、先ほど申し上げましたように、その中での地域からの御意見としまして、担当のほうの把握する意見とそれとは違う意見もあるという、先ほど御指摘ございましたけれども、そういう御意見を把握させていただきまして、そういう御意見取り込みまして、先ほどの訂正案をつくらせていただきました。

で、先ほど言いましたように、上司のほうとも相談しまして、このままではいけないということで、29年4月のほうに見直しを行ったところでございますが、11月の、17だったですかね、（「11月17」と呼ぶ者あり）17だったですね、地域連絡協議会の会長様の連絡会議という会議がございます。で、その中で初めて、29年4月のほうに見直しをさせていただきたいということを御説明申し上げまして、当然、一生懸命28年で準備してきたという地区も確かに、校区ございました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、各地域の会長様方、私ども行政に非常にいつも協力させていただいて、そういう方向で協力させていただいておったんですが、少し安堵されたような形で御了解いただきましたところでございます。

ただ、その中で御意見としましてですね、先ほど御指摘が、委員の方から御指摘ありましたように、地域連絡協議会をもっと行政として支援してほしいと、地力をつけたところでこれを進めていただきたいということを忘れないでほしいという御意見も、多々いただきましたところでございます。

そういう中において、29年の中に進めるに当たりまして、先ほど申し上げましたように、実際上の委託料はこういうものですよと、それと教育委員会のほうの考えも一緒に説明ができる体制をとって、地域の方々に安心していただく、そして、公民館主事がいなくなるのじゃなくて、同じような仕事をしてもらえる職員の配置が継続してできるんですということを、説明を続けることによって、先ほど1年延ばすというお話を申し上げておりますが、実態的には約半年ぐらいです、地域の方々の御了解ただいて、あとは、実際にどうしていきましようということが出来る体制をつくっていかないと、現実としては29年4月はできないと考えております。1年私たちには残された状況ではないと、約半年ぐらいの間に御了解ただいて、実際に動くための体制を地域の方々にまたお願いしていくことが必要じゃないかというふうな形で、先ほどありましたように、連絡協議会の中での御説明を行い、そして、その2日後だったですかね、「2日後」と呼ぶ者あり）19日に、先ほど委員さんからございましたように、市政協力員の勉強会の中におきまして、この時点におきましてですね、市政協力員制度は見直しは行いますが廃止はしないということを、市長のほうから御挨拶いただいたということもございます。そして、コミュニティセンターへの移行について見直しをするということも、市政協力員の皆様方の前でお話をして、御了解をいただいたところでございます。

大きく、このコミュニティセンターの29年

見直しについて、大きく反対ということではなくて、反対に近い形であったのは、28年一生懸命自分たちはしたいと思っただけから、残念である、でも、この次するときには、本当に29年しっかりしてほしいという御意見が幾つかありましたが、あとは、29年にしていただく、——するに当たっては、先ほどこの中に意見がありますように、地域の意見をよく聞いて、説明が足りぬところはしっかり説明してもらって、教育委員会と一緒に来てくださいねという御意見をたくさんいただきましたので、それを実行していくことが私たちの責務であろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。ちょっと説明が長かったもので。（市民環境部次長堀泰彦君「あ、済いません」と呼ぶ）（笑声）

私としては、全ての協議会が、スケジュールをですね、理解されて、認識されて、29年からの移行をしっかりと認識した上で、了解されているのかなということをお聞きしたかったんで。いや、もう結構ですけど。（笑声）

それでですね、結局ですね、28年度に始めようと思っていた協議会もあるわけですよ。で、その方々はもちろん、残念だったという御意見だと思います。

ただ、今回1年半ぐらい延びたところはですよ、どうしたらいいかってのがよくわからなかった地域なので、多分ですね、とりあえず延びてよかったかなというぐらいの感覚じゃないかな。だから私としては、そこの認識が、ちゃんと29年から始めて、——始めますと言われたとき、説明をされたときに、わかりましたと、じゃあ29年からきちっと始められるように自分たちも用意しますといった認識が、本当にあったかどうかというところだったんです

よね。

で、多分、——ちょっと今次長話長かったから、ちょっとよく私としても理解できませんでしたが、多分ですね、さっき言いましたように、延びてよかったかなというような認識じゃないかなと思うんですよ。それで、それぞれの、市になった、なったにもかかわらずですね、まだまだそれぞれの地域性があるからですね、地域によっては、今までやってきたのが何でいけないんだろうかと、じゃあ市は一体自分たちの地域に何を求めているんだ、その求めに対して自分たちはどう応えなきゃいけないんだということが、わからないところもあるんじゃないかと思います。

だから、28年から始められると、もう待ってましたというところはいいとしてですね、そのまだ何を求めているのか、自分たちにですね、どうしてほしいのかわからないところは、そのところをですね、しっかりコミュニケーションをとっていただいて、今までのところを否定されるんじゃないなくて、それ以上のものを伸ばしていただけるような状況に持って行っていただきたいなと思いますので。

もしかしたらですね、29年4月の移行が、その地域においては足りないかもしれません、その理解度が。用意もですね。そのときどうするかっていうところまで、やっぱり考えていただきたいなと。

意見となりますけども、ちょっと、今の次長の話じゃちょっと私としても把握できない部分もありましたが、それはもう私としての意見ですので、はい。よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） よろしいですか、済みません。（「もうよか」と呼ぶ者あり）（笑声）

○委員長（堀口 晃君） よかですか。はい。

ほか。

○委員（堀 徹男君） 済いません。

○委員長（堀口 晃君） 堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。1つ確認したいんですけど、先ほど、大体29年の4月1日に、——には完全に移行するというのでおっしゃいましたけれども、もう既に計画19年から立てられていてですね、10年たつわけですよ。その中で、市民の皆様に対して、28年の4月には移行するというので計画をされてきたわけですから、何らかの総括は必要だろうと思うんですよ。市が立てた計画を延期するっていうこと自体に対してですね。

で、26年の4月に設置したばかりの地域協議会は、まだ1年しかたっていないということで、先ほどの説明からすればですね、29年になって延びてよかったと安堵された地域もあるということですが、例えば、先ほど成松議員がおっしゃったように段階的にね、移行するってなった場合に、その施設の受け皿としての公民館を所管している教育委員会とのですね、連携はどうなっているのか。

本来ならですね、既に、28年の4月で移行するというのであれば、コミュニティセンターの移行の準備は完了しなくては、していなくてはならなかったはずなんです。なぜそこができなかったのかと。

そういったですね、総括もないままに、29年の4月に延ばしますと、残された時間は1年本当はないんですっていうことではですね、これはやはり、八代市が立てた計画としてですね、市民に対して示しがつかぬだろうというふうに私は思います。

そこで、教育委員会としてですね、段階的な移行を踏まえた場合に、私が一般質問で6月にしたときは、一括で公民館条例から削除すると、そんなことは簡単ですよとおっしゃったんですよ。しかしながら、それがなぜできないの

か。段階的に移行するというのであればですね、コミュニティセンターと公民館が並立であると、存続するっていうことにもなりかねないわけですね。それが、あと29年の4月です、全部本当に移行できるのか。中央公民館としての体制は完了しているのか。その辺をですね、市民活動政策課だけではなくて教育委員会にもですね、この場でしっかりとした言葉を聞いておきたいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。今御意見ございまして、教育委員会が今ちょっと控室にいるかどうかちょっと確認をさせていただきたいと思います。その上で教育委員会の意見というのもお聞きするというので、どうでしょうか。（発言する者あり）ちょっと確認だけして。（「まあおれば呼びなっせ」と呼ぶ者あり）あ、じゃあ小会。小会します。

（午後3時04分 小会）

（午後3時05分 本会）

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、本会に戻します。

教育委員会の部分で今お話がありまして、多分モニターで見られたというふうに思いますけれども、今、コミュニティセンターの部分と、あと、教育委員会が所管してる今公民館という部分の中において、意見があったように思います。

で、もう一度お話をしていただきましょうか。堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。はい。29年4月には完全に移行ということで、今おっしゃったんですけども、もうそのための準備っていうのはもう既にできていなきゃならないはずなんですよ、ひな形だけでもいいから。それが現時点でできてたのか。4月の1日は、もう28年の4月の1日にはですね、中央公民館体制に移行するというので計画をされているわけですから、その準備自体はもう整っていき

ゃならないはずだと思うんですよ。それがまずできているのかっていう確認と。

それから、29年4月には完全に移行するということですが、先ほど地域の実情を踏まえてですね、段階的に移行するとなった場合、公民館——21公民館のうちです、例えば10公民館だけはコミュニティセンターに移行しようということになった場合、それが果たして可能なのかというようなことも視野に入れて計画を練らないと、私は、本当にこの計画自体がですね、うまく運んでいくんだろうかっていう懸念を抱いています。その点について。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育部でございます。

今お尋ねの、堀委員からのお尋ねでございますが、平成28年4月1日からの移行に向けて、教育委員会では準備ができていたのかということがまず1点目かと思います。

これにつきましては、御存じのとおり条例等を変更する必要がありますが、御存じのとおり変更ができておりません。これは、条例の変更とともに、執務室等の改良も必要になってまいります。こちらのほうも、現時点で変更整っていないという状況でございます。

それから、29年4月1日に変更した場合に、例えば20ある中で全部が一斉にできなかった場合、そういうちぐはぐな部分が出てくるけれどもそれで大丈夫かというお話かと思いますが、一番の理想は、確かに一斉に切りかえを行う、これがもう一番願ったりかなったりといましようか、それが一番問題なく進む方法だと思っております。しかしながら、実情がそのように伴わない場合は、当然、公民館条例の変え方もですね、それに合わせて順次行っていく

という方法をとらなくてはならないというふう
に考えております。

このことについては、市民環境部のほうとも
すり合わせをしながら、今まで少し話をしてま
いりましたが、今後ともその辺につきましての
進行についてはですね、協議を重ねながら、連
携をしながらですね、進めてまいりたいという
ふうを考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。条例を変える手
続から入るということですが、その変える前に
ですね、例えば中央公民館に移行するというこ
とで、パトリア千丁の中に入ってる経済文化交
流部だったりとか健康福祉部だったりとかの、
所管している部分との調整が必要だったと思
うんですよ。その調整はできてるんですかとい
うことを、まずまたお尋ねしたいと思います。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、教育部部長、
宮村部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。失礼いたし
ます。お尋ねのことはですね、健康福祉部、そ
れから経済文化交流部のホールのほうがござい
ます。こちらのほうとは、今年度2回打ち合わ
せていいですか調整を行っておりますが、結
果としては、調整ができていないというのが現
状でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。そういったです
ね、ベースとなる調整ができていない段階での
条例改正っていうのは、そもそもができない、
計画的にできないということですよ。という
ことは、八代市が立てた計画っていうのは一体
何だったんだろうっていうふうに思わざるを得

ないわけですよ。

で、今回も、29年4月には移行するという
ことで今おっしゃいましたけど、本当にです
ね、10年かけてやってきた計画が、たったあ
と半年の間にですね、見えなくなるっていうよ
うなことが生まれる状況の中で、あと1年でで
きるんだろうか。そのときにですね、これまで
住民自治に向けて頑張ってきた地域の方々の
、出ばなをくじくようなですね、ことになれば
、住民自治の、——によるまちづくりそのも
のがですね、私は崩壊していくと。

一度立てた計画はですね、何が何でもやり遂
げるっていう意思で、取り組んでいく姿勢が必
要なんじゃないかなっていうふうに思います
し、それがだめだとしたらやはりですね、はっ
きりとした行政としての総括が必要じゃなかつ
たかなというふうに思います。はい。

まあ、きょうはもう、所管事務調査というこ
となので、この辺にしておきますけれど。

○委員（中村和美君） いいですか、最後、最
後。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。要望。

○委員長（堀口 晃君） 要望。はい。

○委員（中村和美君） やっぱ市民の不満、そ
して不安、これを28年度中にですね、払拭し
て、29年から一斉に出発するように頑張っ
ていただきたいという。不満、不安をなくす、市
民の。ことを念頭に、頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ござい
ませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） いただいている資料1に
ついてですね、ちょっと確認、お尋ねしたいん
ですけれども、資料の下4行のうち、11月の

分ですね。後期計画の一部見直しという表記がございますが、この見直しというのは、市のど
ういう決定機関で見直しをなされたんですか。
例えば政策会議とか、どの場で見直しをされた
のかだけちょっと確認させていただけますで
しょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼
務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活
動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼
務）（久木田昌一君） はい。先ほど次長も申
しましたように、市長までの確認をとった中で、
決裁という形で確認をとらせていただいております。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。内部の意識統一
といいますか、その検討のあり方というのは
いろんなあり方があるでしょうから、そこを
私、言及しないんですけれども、いわば後期計
画の中身を変えられるっていう取り扱いの中に
あって、今いろんな委員さんがおっしゃったよ
うに、29年4月も市の思いでございますの
で、相手方が各地域ありますですね。いろい
ろな反応だとか御意見なりが今後も出てきま
すでしょう。

で、市の今の御計画のように29年4月1日
に一斉に切りかわれば、それにこしたことな
いんでしょうけれども、いろいろな事情あたり
にも熱心に丁寧に対応していかれるというよ
うなことが予想される中でですね、この計画、今
の29年4月1日自体についてのあり方がま
だ、何ていうんですか、考えなきゃいけない。
あるいは一斉でできるかどうかということも、
いろんな思いをめぐらすとですね、絶対あり得
ないとは言い切れないんじゃないかなというふ

うな心配もございますわけですが、そうし
たときにですね、やっぱり、どこでどういう形
で決めるかっていうのはやっぱり、事務方の中
でですね、きょうもおいでですけど、連携しっ
かりとりながら。まあ市長ってのが最後の最後
でしょうから、その段階に至る前までのレベル
でですね、しっかり御吟味いただいたほうがよ
ろしいのかなというふうに思います。

まあこれは個人的な意見でございますけど
も、以上とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ござい
ませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以
上でコミュニティセンターについてを終了いた
します。（「どうもありがとうございます」
「課長、暴走にならぬごと。連携をとってか
ら、教育委員会と」「まだ宮川さんあると」
「まだあつとか」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。

午前中の発言の中で、執行部から発言の訂正
の申し出がっておりますので、これを許しま
す。宮川……、（「課長でよかたい」と呼ぶ者
あり）宮川課長。（笑声）

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川
武晴君） 済みません、大変お疲れのところ、
訂正のほうさせていただきたいと思います。

午前中、議案第107号・平成27年度一般
会計補正予算を御審議をいただいておりますと
きに、議案書の15ページ、肥薩おれんじ鉄道
に対します並行在来線経営分離対策事業費の中
で、地元の食材の提供などはどうなのかってい
うところがありまして、私、地元のお菓子屋さ
んの提供があっていると思いますということ
を述べましたが、このプロデュースがですね、2
6年度で終わっておりまして、現在は行われて
おりません。

ただし、食材の提供といたしましては、マキ

シトとかですね、トマトジュレ、また、八代産のトマト、二見の大ナスビ、日奈久ちくわといったものが食材として提供されておりますので、訂正と、——よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。御苦労さまでした。（企画政策課長（政策審議監担当兼務）宮川武晴君「はい。失礼しました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（堀 徹男君） あっ、はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） 済いません。先ほどです、ね、請願でしたか、継続になった部分については、やはり勉強会を開いてですね、検討する必要があるんじゃないかと思ひます。それだけに限らず、総務委員会ですべき案件がありましたらですね、ぜひ次回の定例会の間の期間に、1回総務委員会として勉強会を開いたらどう、——いかがでしょうかという提案を、させていただきたいと思ひます。

○委員長（堀口 晃君） はい。今、堀副委員長のほうから御提案ございました。

陳情1件について、継続審査になった部分がございます。その部分について、この総務委員会で、3月の定例会前にですね、勉強会を開催するということ、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。（「それ以外にもだろ」「それ以外にも」と呼ぶ者あり）

それ以外にですね。はい。ありがとうございます。（「臨時ちゅうことですよね、臨時」と呼ぶ者あり）臨時ですね、はい。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件、陳情1件については、なお審査、調査を要すると思ひますので、引き続き閉会中の継続審査並びに調査の申し出をしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後3時17分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年12月10日

総務委員会

委員長